法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-02-06

中部山岳国立公園の制定(下)： 立山・黒部渓谷の自然保護と開発利用の確執を中心に

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)
法政大学経済学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
経済志林 / The Hosei University Economic Review
(巻 / Volume)
70
(号 / Number)
3
(開始ページ / Start Page)
29
(終了ページ / End Page)
91
(発行年 / Year)
2002-12-05
(URL)
https://doi.org/10.15002/00004317

中部山岳国立公園の制定（下）

――立山・黒部渓谷の自然保護と開発利用の確執を中心に――

村　串　仁三郎

目　次

日本の国立公園の制定
1　国立公園法制定の準備過程
2　国立公園法制定と法の問題点（以上本誌第69巻第1号）
3　国立公園の選定基準の決定と12国立公園の指定
4　各国立公園の設立過程
(1)　阿寒国立公園
(2)　大雪山国立公園
(3)　十和田国立公園
(4)　日光国立公園（以上本誌第69巻第4号）
(5)　中部山岳国立公園
a　上高地
b　白馬（以上前号）
c　立山（以下本号）
d　黒部

c　立山

中部山岳国立公園の一角，いわゆる北アルプスの富山県側にある立山連峰は，大正10年に国立公園候補地が話題になった際に，上高地，白馬と違って候補地にノミネートされていなかった。立山が国立公園の候補地として正式にノミネートされたのは，大正12年初めであった。

上高地が長野県に属していたのにたいして，富山県に属していた立山は，上高地とは別個な存在であり，国立公園設立運動も，別個におこなわれてきた。さらに富山県下の黒部峡谷も，立山連峰からややはずれた地域

にあり，相対的に独自の存在であった。後に詳しく検討するように，黒部渓谷は，国立公園形成史において，電源開発と自然，風景の保護との確執がもっとも激しく展開されてきた注目すべき地域であった。

ここでは，まず立山の問題から論じることにしよう(1)。立山は，標高2,450メートルにある高原台地，室堂を中心とし，雄山，剣など山岳地域からなっており，富士山，白山とならぶ三名山の一つとして，江戸時代の古くから信仰登山の対象とされ，広く民衆に崇拝され，登山道路，宿泊所もそれなりに開発されてきた(2)。

富山地方では，古くから「16歳となると，立山に登山し雄山神社に参拝した後，初めて一人前として待遇される風習であった。」江戸から明治時代にかけては，信者は，麓の芦峅寺(あしくら)部落の宿坊に一泊して，「先達に連れられて早暁に出発し，常願寺川を溯り，弥陀ケ原末端にある屈折多い『くさおい坂』の急坂を汗して登り，欝蒼と茂る立山杉の大森林を抜けて，広大な弥陀ケ原に延々と続く山道を踏み分けて，たそがれ時に漸く室堂に着いた。」

「翌日は雄山山頂に鎮座する雄山神社に参拝し，立山の霊峰に心身を浄化して室堂に戻り，帰路は今は廃道になっている『おうた道』即ち浄土山と国見岳の鞍部を越えて，立山火山のカルデラ内を下り，立山温泉に一泊。３日目に谷川・真川・常願寺川に沿って芦峅寺に帰着するルートを取る者が多かったといわれる。即ち立山登山は青年男子の生涯の出発点として大試練であった。」(3)

かように立山の信仰登山は，登山自体の楽しみに加え，まれにみる雄大な山岳風景を楽しみながらの温泉つきでレジャー的要素の強い３泊，４泊を要する大登山であった。こうした地方民衆の生活に立脚し，また全国的な広がりをもった立山の宗教的登山は，幕末でも毎夏，6,000人の登山者があったと記録されている(4)。

こうした宗教登山においては，先達が山を案内していたから，山の自然破壊がなかったことに注目しておきたい。戦後の富山県国立公園関係者

は，つぎのように指摘している。「江戸時代には全国から集まる立山衆徒を芦峅寺の佐伯氏が登拝の先達を務め，登山を試みたであろう。しかしながらこの時代衆徒により山が破壊されたというような文献は見あたらない。むしろ加賀藩は慶安元年（1648）芦峅寺に対して立山の『来鳥，花，松，硫黄等，取盗候者もこれ無く候や，度々相廻り吟味致せ』と厳重に申しつけたという。すでに江戸の初期に自然公園法で規制している高山植物，鳥獣，土石の採取等の保護をしたことは特筆すべきことで，現代人のマナーの悪さを考え合わせると頭が下がる思いがする。」(5)

明治維新後の立山は，廃仏毀釈があり，伝統的な宗教登山が漸次衰退していくのに代わって，近代的な登山が勃興し，さらに雄大な山岳風景，温泉などの知名度の助けもあって，山岳観光地として発達してきた。

維新後の近代登山の様相をみると，まず在日の外国人による登山が目立ち，それに平行して日本人の登山がおこなわれた。明治期の立山登山は，江戸時代からの登山道や宿泊施設もあり，3，4日はかかったとはいえ較的アプローチが容易だったため，長野県側の穂高連峰，白馬連山の登山より盛んだったよう思われる(6)。

維新後に報告書のある立山登山として著名な事例は，外国人の登山であった。立山の近代的登山を開始する外国人アーネスト・サトーは，慶応3年に富山湾から「巍峨たる越中の連山」を見たと記し，退役海軍士官ハウスとともに，明治11年に信州側から鉢の木峠をとおって立山に登山し，芦峅寺に下山した(7)。

日本アルプスの命名者であったガウラントは，冶金技術者として明治5年にイギリスから招聘され，大阪造幣寮で働いていたが，鉱山学校出身ということもあって，日本の山岳に興味をもち，調査をかねて各地の山岳に登った。彼は，高瀬重雄氏の研究によれば，サトーが立山登山した明治11年以前に，立山に登っている。そのほか，アトキンソン，チェンバレンなど著名な外国人の多くが立山に登山したといわれている(8)。

このような明治前期の外国人たちの登山とその情報は，サトー，ハウス

の編で明治14年に横浜で出版された『中部および北方日本旅行案内』（英文）に紹介された。この案内書は，その後たびたび版を重ね，広く内外で読まれ，ウエストンの登山と登山記の資料となり，日本アルプスの世界的な紹介のデータとなった(9)。

こうして立山は，英語文献を通じて広く社会に広められた。明治27年に出版された最初の日本語山岳文献『日本風景論』も，こうした文献にもとづいて書かれたものであり，立山を「その眺望や富士山頂に亜ぐといえども，山岳を一時に夥多眺望する所は実にこれに過ぐ，自然の『大』を収悟せんと欲せんばこの山に登臨すべし」(10)と賞賛し，日本の社会に紹介した。

明治39年出版の高頭式編『日本山嶽志』も，立山について詳しく論じ，「其の眺望や富士山に亜ぐと雖ども，山嶽を一時に夥多眺望する所は実に之に過ぐ，自然の大を頓悟せんと欲せば此山に登臨すべし」と紹介した(11)。

他方，宗教的登山としての大きな伝統をもつ立山は，明治期の日本人の立山登山記録にもたびたび紹介された。

富山県出身の漢学者で明治15年から石川県の師範学校教師であった小杉復堂は，23歳の時，明治11年６月に友人と立山登山をおこない，すぐには公表されることはなかったが，手記を残した。その一節に，室堂に「数百人」の宿泊者があったと記している。明治11年ころに，１日に数百人の登山宿泊者があったということは，２ヶ月ほどのシーズンには，数千人の登山者があったということである(12)。

したがって，立山登山は，小杉，ガウランド，サトーらによって初めておこなわれたわけではない。近代の立山登山史は，外国人や文人登山家に注目するのであるが，国立公園の形成史の観点からみれば，立山登山は，江戸時代から盛んであり，また明治期においてもまた民衆の登山が盛んだったということを強調しておかなければならない。

明治36年に出版された朝地倫『立山権現』は，初めての立山案内書であ

った[13]。明治41年には大井冷光『立山案内』が出版され，広く立山が宣伝された。大井の『立山案内』は，明治末年の立山登山者数を「一ケ年約三千人」と指摘している[14]。明治期末には登山者数がやや低下していたのであろうか。

立山登山の紀行文も散見され，明治33年久保天随『七寸鞋』，明治34年大町桂月『一蓑一笠』，明治40年志村烏嶺『やま』は，それぞれ立山について記述した[15]。また日本山岳会機関誌『山岳』には，明治40年に大平晟「越中立山の偉観」（第２年第２号），明治41年に辻本満丸「立山雑談」「越中小鳶山」（第３年第３号）などが掲載された。

大正期には，登山ブームがおきてくる。立山の登山案内の類が盛んに出版された。魚津市出身の中学教師吉沢庄作は，大正２年に『魚津中学校々友会誌』に「立山」と題する小文を書き[16]，大正３年に『山岳』に「黒部方面より剣岳を経て立山に至る記」（第９年第１号）を投稿した。大正４年に石崎光瑤の「晩秋の立山」（第９第３号年）も掲載された。こうして立山は，日本山岳会の『山岳』誌に多く紹介された。

富山県の地元でも大正４年に「立山登山会」が設立された。立山登山会の活動は定かではないが，会則は，「日本三大山峯の一たる立山登山を鼓吹し，立山に関する有らゆる研究を為すを以て目標とす」とさだめ，立山登山の普及を目指した[17]。もっともこの規約には，大雪山岳研究会のような立山の自然保護については強調されていなかった。

こうして立山登山会は，大正４年に鶴見立吉編『立山』の小冊子を出版し，大正６年，大正11年に改訂版を出版した。また小柴直矩『最新立山案内』が，大正７年，８年に出版された。吉沢庄作も，大正11年に『立山遊覧』を出版し，さらに類書『立山』を大正13年，14年に出版し，立山を紹介した[18]。大正11年富山県教育会から『立山外観』も出版された。こうした状況から立山登山が普及していったことがわかる。

なおそうした立山登山書を瞥見すると，立山の自然保護について若干の言及がみられる。

たとえば，大正14年刊の吉沢庄作『立山』には，自然保護意識の強かった武田久吉の「吉沢君は立山を中心として，その周囲の平野，山岳，森林，渓流を跋渉すること多年。具にその自然界を観察し，名勝を探り，史蹟を究めて余す処なく，立山通の第一人者として，山岳界に知られて居る。」との「序」文が付されていた。

吉沢は，「登山者の為に」という節で，「一，森林内の焚火と樹木の傷害とは，森林法で固く禁じてあります。煙草の吹殻にも注意すべきであります。／一，岩石を徒らに破壊するとか，動植物を濫採するとか，或いは小屋を毀損したり，燃料を濫費するなどは，登山道徳上固く誡むべきであります。……／一，山岳に親しみましょう。山嶽を愛しましょう。そして自然を自然として尊重しましょう。」と指摘し，自然保護を訴えている(19)。

立山登山は大正期に新たな段階に入った。「大正２年北陸線滑川駅から五百石まで立山鉄道が開通すると，立山，剣岳，黒部への探険登山をする人々は年々増え，地元富山にも山岳会が創立されるようになった。」(20)

大学，高校の登山部があちこちで設立され，立山連峰への登山がおこなわれた(21)。大正８年には，富山女子師範，県立富山高女の48人が女人禁制の信仰登山の因習を破って団体登山をおこなった。冬には，立山でスキーもおこなわれるようになり，大正10年に富山スキークラブができている(22)。

大正７年には芦峅寺の「中語」とよばれた150名ほどの先達たちが，仲間組織を解体して「山案内人組合」を組織し，近代登山の裏方として活躍した(23)。大正末に「秩父の宮殿下が五月八日，……室堂を根拠に，高原ゲレンデとしてスキー登行を遊ばされてから立山は一時に世に紹介され，春山の関心は深」まったといわれている(24)。

立山登山は，宗教的，慣習的な地域の若者登山が徐々に衰退して，学生などを中心とする青年たちの登山にかわったが，登山者数は，明治以来増えていないように思われる。中越延豊によれば，大正９年の室堂の宿泊者数は，3,398人ほどだったと指摘されている(25)。

このような立山登山をかかえた立山は，とくに大正期にはどのように開発されていったのであろうか。立山登山のための積極的な開発は，国立公園の制定問題が浮上する以前，富山県当局により大正９年からはじまった。富山県は，県営の発電事業をおこし，あわせて立山の観光開発のために鉄道を建設した。

黒部においては後にみるように，大正８年にアルミ工場の建設に関連して民間の電力会社を設立し，同時に，黒部渓谷の観光開発をおこなう計画が立てられた。それに刺激を受けるかのように，富山県庁は，富山県の地域振興のために立山に発電所を建設し，それに平行して立山登山の普及を意図する鉄道建設を計画した。

大正９年２月に東園基光富山県知事は，臨時県議会で水害，治水対策と財源確保のために，県下の豊富な水源を利用して常願寺川上流を選んで県営の電気事業を起こす計画を提案した(26)。

その際に県議会は，「付帯事業トシテ，富山市ヨリ上滝ヲ経テ藤橋ニ至ル十七哩（マイル）半ノ間ニ電気鉄道ヲ敷設シ，工事用及ビ登山遊覧用ニ充テ，且立山黒部峡谷ヲ天下ニ紹介スルノ設備ヲ為ス。此ノ結果ハ多数ノ県外人ヲ招来シテ学界及ビ地方ニ少カラザル利益ヲ与ヘルト思ハル。」と決議した(27)。

富山県は，発電工事に先立って「県営発電所の建設後その水源地帯になると予想される常願寺川水系の有峰民有林一万四000町歩を買収し，その地域の樹木の伐採を全面的に禁止して水源涵養林とした。」県営発電所建設は，「上滝・松ノ木・中地山の三か所において，十年十一月から工事を起工し，十三年から日本電力株式会社へ送電を開始した。」また常願寺川水系真川発電所の建設は，紆余曲折したが，昭和２年に着手され，同５年発電を開始した(28)。

発電所工事と「登山遊覧用」の鉄道建設は，当初「雄山鉄道」という名称で，南富山―藤橋間に計画され，大正10年４月から工事が開始され，当初は蒸気鉄道であったが，南富山―上滝間10キロの鉄道が開通した。さら

第4図　立山登山の鉄道アクセス

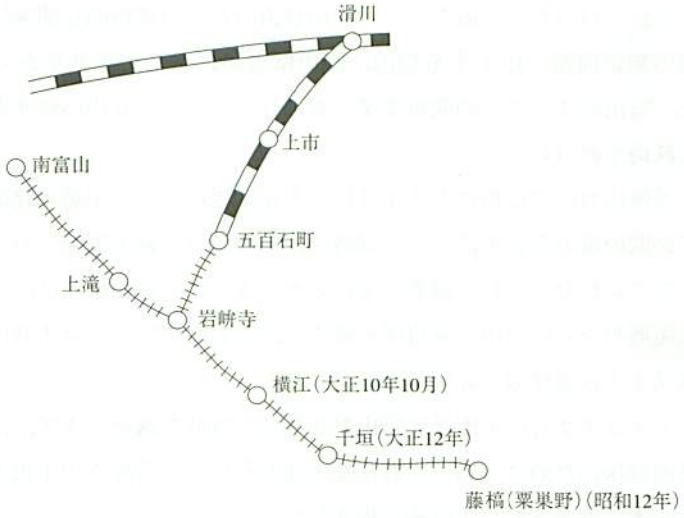

に同年8月に上滝から岩峅寺まで2.3キロを，さらに10月に岩峅寺から横江まで3.9キロを延長した。そして大正12年には，横江から千垣まで3.3キロが延長されて，南富山―千垣（立山登山口）間の軌道19.5キロが全面開通し，大正期に立山登山の基本的交通網が完成した。さらにこの鉄道は，昭和2年6月に電化されて，千垣は，立山登山口として親しまれることになる。そして昭和12年には，千垣から粟巣野へ延長された[29]。

なお立山山麓の場合は，登山鉄道の建設も戦前昭和期には，立山山麓下部の立山登山口の千垣・粟巣野までであり，また発電所建設も，山麓部分であり，またメインの立山登山道から外れていたため，自然，自然風景に直接影響を及ぼさなかったので，黒部川上流の電源開発の場合と違って，反対運動はおきなかった。

大正10年6月に立山鉄道が開業して，内務省に国立公園設立の動きがでてきた。しかし立山は，初めから有力な国立公園候補地として位置づけられていたわけではない。田村剛は，大正10年2月の論文では，「上高地―

第5図　立山登山道

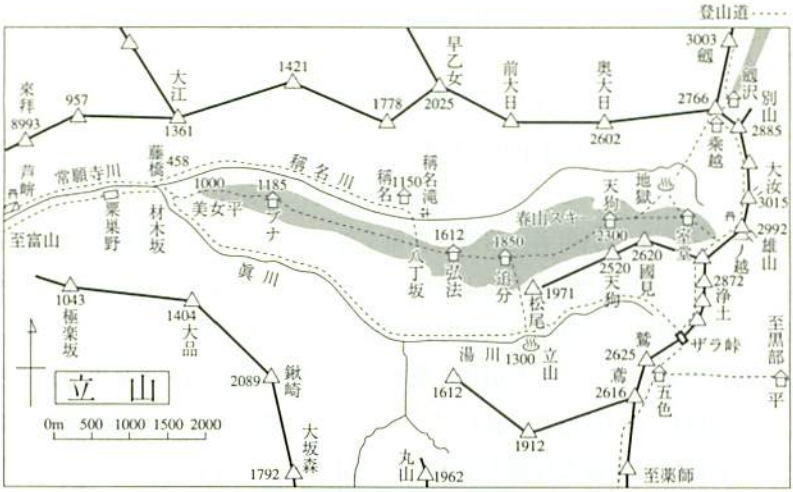

注　中田栄太郎「立山の昔と今」より。

園」という言葉を使ったが，直接に立山の名をあげていなかった(30)。

大正10年夏の内務省による日本アルプス調査の際にも，上高地一帯だけが取り上げられて，立山はまだ国立公園候補地として注目されていなかった。ただ史蹟名勝天然記念物保護協会派の東大教授原熙農学博士らの調査では，新聞によれば，「田村博士一行よりは大いに広汎なる意味に於て日本アルプスを調査する筈である」と指摘されており，原博士らは立山連峰を候補地として調査することを意図していたかもしれない(31)。

大正12年2月に国会で内務省衛生局長横山は，国立公園候補地として16地域を正式に指名したときには，立山をはじめて国立公園候補地として明示した(32)。そして大正14年には，内務省は，国立公園候補地として立山の調査をおなった(33)。

こうした中央の国立公園設立運動を背景に，富山県の立山開発にも熱が入ってきたと思われる。大正12年に，富山県議会は「立山連峰ヲ中心トスル国立公園設立ニ関スル建議」を国会に提出した(34)。

他の地域と同様に大正10年後半に設立されたと思われる立山保勝会は，大正13年に，いち早く岡富山県知事の委嘱により弥陀ヶ原の開発計画案をまとめた。

『国立公園』誌によれば，この計画は以下のようなものであった。

「まず雄山神社を国幣中社に昇格しその社務所を藤橋に置くこと，弥陀ヶ原ホテルを設営すること，これは追分附近に本館を設置し寶堂（室堂の誤植であろうか―引用者）附近に別館を設け，地獄谷より本館に引湯し温泉を経営し，用水は媼谷方面より引くこと，弥陀ヶ原に常設気象観測所を設けて寶堂観測所の運用を兼掌し，藤橋に温泉を経営し，その湯は立山温泉または地獄谷からこれを引き，藤橋称名瀑間二里の間を自動車道路となし，千垣藤橋間の鉄道を延長して，称名峡，弥陀ヶ原間に索道鉄道を建設し，称名瀑附近と鍋禿杉間五百米登高の用に供し，なお弥陀ヶ原寶堂高原間に自動車道路を開鑿し，索道鉄道の終点から寶堂に至る登山の便をはかる。」(35)

この計画の骨子は，アクセスでは，1.千垣―藤橋（栗巣野，今日の立山線終点立山駅）間の鉄道延長，2.藤橋―称名滝の自動車道建設，3.称名峡―弥陀ヶ原間の索道鉄道（ケーブル）建設，4.弥陀ヶ原―室堂間の自動車道路建設，であった。

この計画は，鉄道終点から室堂までのアクセスを，自動車道とケーブルの建設で近代化し，大量輸送による立山の大衆的な山岳観光化を目指すものであった。すなわち千垣まできている鉄道をさらに藤橋まで延長し，藤橋を登山口として，藤橋から称名滝へ自動車でいき，さらにそこから索道で弥陀ヶ原に一挙に移動し，さらに台地の弥陀ヶ原に自動車道を建設し，室堂まで近代的な機動力を利用して大衆的な観光登山を実現しようとする注目すべき計画であった。

宿泊施設の面では，弥陀ヶ原の追分に本館，室堂に分館のホテルを建設し，さらに地獄谷などから本館まで温泉を引湯して，また立山温泉か室堂の近くの地獄谷から藤橋まで温泉を引湯して，温泉地化をはかろうとする

第1表　立山室堂宿泊者数

大正9年	3,398人
大正10年	6,525人
大正11年	4,320人
大正12年	3,500人

出所，中越論文。本文参照。

ものであった。

しかしこれらの計画は，山麓内施設の建設以外は，実現しなかった。こうして立山登山は，近代的な登山として復活したが，計画が意図した大衆的な山岳観光は，必ずしも進展しなかった。

ちなみに，大正期の立山登山者数は，中越延豊によれば，第1表のように，年間数千名にたっした。しかしやや人員が低下傾向になるのが気になる。

中越は，昭和4年に，おそらく大正14年の調査をもとに，室堂に，野営したり，日帰り下山する人たちは，1,000人をくだらないとみており，5,000人程度の登山者がいたとみている(36)。

昭和2年から立山山岳観光は，いっそう発展していった。それは，第1に昭和2年に立山の登山鉄道が電化されたからである。第2に，昭和2年の新八景コンテストで，立山が，山岳の部で第1位の温泉岳につぐ次点となり，全国的に宣伝されたからである。立山は，投票の実態では，温泉岳，阿蘇山，木曽御岳，白馬岳が入選したのに，次点にとどまっていたが，審査委員による強力な推挙があって，第1位の温泉岳につぐ次点に格上げされた(37)。こうして立山は，いちおう日本の山岳としては5指に数えられる有力な山岳と認知された。

田村剛も，昭和2年のパンフレットで，彼としてははじめて「立山」に言及した(38)。立山山岳観光は，あらたな段階に入っていく。

昭和4年に設立された国立公園協会は，設立後，立山について広く宣伝した。雑誌『国立公園』は，昭和5年1月に中越延豊の「国立公園候補地

概観（八）〔立山〕」を掲載し，昭和６年９月号に新井堯爾「上高地　立山を巡りて」を掲載し，立山の観光開発に大きな期待を語った。また立山の動向についての報告をたびたび掲載した(39)。

なお注目しておきたいのは，昭和４年８月におこなわれた国立公園協議には，富山県史蹟名勝天然物記念調査会の書記本林常作だけが出席し，立山，黒部峡谷の展示はおこなわれたが，地元は他の積極的な候補地と比べて必ずしも熱意を示していなかったように感じられる(40)。この傾向は，富山県が，独自の立山開発を積極的に展開していたことを反映しているように思われる。

昭和６年４月に国立公園法が制定されると，県内でも国立公園制定の動きが活発化してくる。

昭和２年以降，地元の立山保勝会はどんな活動をしたか明らかではないが，昭和４年に越中山岳会が設立され，立山登山を盛り上げた(41)。昭和４年12月に富山県議会は，県会議長名の「立山連峰を国立公園指定についての意見書」を国会に提出し，立山の国立公園化の要望を示した。ちなみにその意見書の内容は，以下のとおりである。

「古来本邦ノ霊山トシテ夙ニ名アル立山連峰一帯ノ豪石ナル大自然ノ風光ト此間ニ散在スル渓谷湖沼等ノ天然ノ景勝等ハ国立公園トシテ十分ノ資格ヲ具備スルヲ以テ先年本会満場一致ノ決議ヲ以テ国立公園ニ指定サレムコトヲ建議シタリ。……彼ノ大自然ヲ保護シ一面之レヲ開発シテ民衆ノ遊覧ニ資シ国民ノ保健上一日モ早ク其ノ設立ノ実現ヲ希望スル」とし，「立山連峰一帯」の特色を列記し，「斯クノ如ク立山連峰一帯ハ地形ノ変化ニ伴ヒ正勝景地ノ多キコト及ビ天然紀念物ノ豊富ナル等国立公園トシテ他ニ多ク類例ナキ好適地ナルヲ以テ第一次ニ於ケル国立公園候補地トシテ指定セラレ諸般ノ施設計画樹立アラムコトヲ，右本会ノ決議ニ依リ重ネテ意見書及提出候也」(42)

ここでも，他の国立公園候補地での要望書のように「大自然ヲ保護」することと「民衆ノ遊覧」と「国民ノ保健」のための「開発」が強調され，

「施設計画」の樹立を要望し，開発に期待していて，とくに注目すべき論点は主張されてはいない。

昭和６年12月，国立公園委員会は，黒部渓谷をふくむ立山を，上高地，白馬の３地域を統合して，日本アルプス国立公園候補地に統合し，立山の国立公園指定の可能性が強まった。

立山の開発は，昭和６年に立山の国立公園化が進展するなか活発化した。

昭和６年に，大正９年の立山保勝会の計画にあった千垣―藤橋間鉄道延長は，実現されなかったが，その代わり自動車道が改修され，藤橋―雑穀谷間に自動車道が新たに開設された。さらに称名峡から弥陀ケ原への登山歩道も改修された。桂台，称名滝に堅牢な休憩所が建設された。昭和８年には室堂の天狗平と美女平上部のブナ平にヒュッテが建設された。

昭和９年には，有峰ダムの建設開始にからんで，大正９年の計画にあった従来の千垣―藤橋間（常願寺川右岸ルート）の鉄道建設計画は変更されて，すでにダム工事用として常願寺川左岸にあった工事用鉄道が粟巣野へ延長された。そして昭和12年に，千垣―粟巣野が開通し，立山登山鉄道は，富山から粟巣野まで25.1キロが電化された(43)。しかし昭和12年日中戦争への突入により，その後の開発は戦時体制に入り中断された。

その間，昭和６年４月に国立公園法が制定されると，他県に準じて日本アルプス国立公園富山県期成同盟が設立された。昭和７年４月，日本アルプス国立公園富山県期成同盟は，弥陀ヶ原観光開発計画を立案し，立山の国立公園化に備えようとした。

計画の趣旨は，「弥陀ケ原を開放して民衆の大休養地として国民の大運動場とし又純真剛健なる気風を養はしむる上に貢献することは地元たる本県の責務なりと信ず，所謂弥陀ケ原開放とは世間一般の人々が誰人にても容易に登山し運動し清遊し得べきことを云う少数の強健者に限り登山することを得るが如き現状は即ち大衆に向つて弥陀ヶ原を封鎖するものと評すべきなり。」とうものであった(44)。

開発計画は，第一期，第二期にわけて提起されていた。

「第一期事業」

「第一　道路

一．千垣，称名瀧間自動車道路を開通

二．藤橋，山毛欅平，追分間歩道改修

三．称名瀧，大日平及追分間歩道開鑿

第二　休泊所

一．山毛欅平ヒュッテ建設

二．弘法茶屋ヒュッテ改築

三．追分弥陀ヶ原中央ホテル建設

四．鏡石ヒュッテ建設

五．室堂改築

第三　通信

富山市より弥陀ヶ原各休泊所を連繋する電話架設

第四　気象観測所の完備　」

第一期計画は，第1に千垣―称名滝間の自動車道建設が注目されるが，その他の施設開発は，宿泊施設の増設，ヒュッテ類の増設で特に注目すべきものはなかった。

しかし「第二期事業」は，立山の山岳観光化を意図する大計画であった。すなわち「千垣，藤橋間の電車開通，藤橋，美女平間登行のインクライン又は索道の設備，美女平，追分間自動車道路開通，此の三者が完成し前掲の道路，休泊所，通信其の他の設備を充実する暁は茲に初めて国立公園乃至国際スキー場の資格を完備し民衆の大休養地となり，大運動地となり，大清遊地となることを得べし。」

さらに「以上の施設完備の時期に入り弥陀ヶ原は大衆に対し如何なる利便を与うるかの主なものを挙ぐれば凡そ左の事を想像する」として「一，スキー運動　二，ゴルフ場　三，乗馬，徒歩，ドライブ　四，避暑　五，静養，療養　六，学術研究　七，登山根拠地」を挙げた。

最後に計画書は「以上の所説は専ら弥陀ヶ原風景利用の見地より観察せしせしものなるが翻って本県の地方経済の見地に就き観察せむか弥陀ヶ原は一種の天然資源なり之れが開発利用の施設を為すは本県経済上に資する所以にして殊に立山開発を以てその一半の使命とする県営鉄道の経営上より考察するときは一層緊切なるを感ぜずんばあらず，弥陀ヶ原に於ける前記の設備完成するに至れば登山遊覧者の激増は期して俟つべく随つて県営鉄道営業収入の激増もまた自然の結果たるべし。

本県は県営鉄道経営の実利を増益する見地より県営鉄道の補助機関として自から弥陀ヶ原登山の施設を為すを於て寧ろ賢明の措置なりとすべし。」

以上のように，第二の開発計画は，おもに弥陀ヶ原の観光的な開発であるが，かなり大胆な観光開発を目指すものであった。とくに注目されるのは，交通アクセスについては，第１に，千垣―藤橋間の鉄道延長であり，しかしこれは，昭和９年に工事が開始され，昭和12年に実現した。問題は，第２の藤橋―美女平間のケーブルと美女平―追分間自動車道の建設であった。しかしこれは戦前には実現しなかった。

その他の観光施設の建設で注目されるのは，第１に，スキー場の開発，登山根拠地などすでに始まっていた事業の改善であった。第２に，ゴルフ場，乗馬など欧米的なレジャー施設の建設が注目された。しかしこれらも，日本の戦時体制への突入によって，中断された。

学術研究については，付け足しの感が強く，計画書の中で，自然，風景の保護についての言及は皆無であった。

こうした立山の観光開発計画は，計画書が指摘しているように富山県経済の振興のためであったが，何より，立山観光のために実施された県営鉄道の収益増を意図するものであった。県営の立山登山鉄道の収支状況が不明であるが，すでに多額な投資をおこなったことは確かであり，富山県財政を健全化する必要が立山の観光開発を必然化したことがわかる。

確かに北陸の工業的に未発達な富山県にとって，伝統的な立山の観光開発には大きな期待が掛けられと思われる。当時の段階では，これらの計画

は，必ずしも自然，風景を破壊する計画であると問題視されることはなかったが，計画の実施がそうした問題を内在していたことも事実であった。この問題は，戦後の立山観光開発に際して具体化される。

昭和7年に立山観光開発計画が発表されてから，昭和8年7月に従来の日本アルプス国立公園富山県期成同盟会が改組されて，新たに「日本アルプス国立公園協会富山県支部」が設立された(45)。

日本アルプス国立公園協会富山県支部の目的は，規約第3条によれば，「立山，白馬及黒部峡谷ヲ中心トスル日本アルプス国立公園ノ調査研究ヲ遂ケ之ニ関スル思想ノ普及ヲ図ルト共ニ同地国立公園ノ開発ニ貢献シ且県下明勝地ノ調査宣伝ヲ為ス」ことであった。

組織は，支部長に県知事斎藤樹，副支部長には富山県学務部長，県電気局長，常務理事には同社会課長，県商工会議所副頭取，さらに理事には，県電気局庶務係長，富山市社会係長，県商工会議所理事，富山電気鉄道株式会社社長，県電気局嘱託，などであった。

みられるとおり，この支部も，官主導の団体であったことが明らかであるが，県電気局の役員が多いのは観光開発が県電気局によっておこなわれたためである。

この支部が設立されて後，富山県は，知事の諮問機関として，昭和8年9月に「富山県国立公園開発委員会」を設立し，「富山県政調査会」を組織して立山開発計画を立案させた。

なお開発委員会のメンバーは，かなり多様で，宇奈月村長をふくむ県議5名，各地元新聞社の代表4名，ほか中央新聞2社の社員，富山営林署長，金沢運輸事務所長，富山電鉄取締役，県商工会議所副頭取，同理事，日本アルプス国立公園協会富山県支部幹事2名，中央から田村剛，大倉喜七郎，などが名を連ねていた。その限りで，全県的な体制を組んでいるように思われる(46)。

立山の国立公園としての独自の開発計画は，昭和9年以降，担当局であった富山県電気局によって纏められた(47)。定かではないが，昭和7年の

観光開発計画を踏襲していったものと推察できる。

昭和９年に，立山は，黒部渓谷と上高地，白馬ともに，中部山岳国立公園の一部に指定された。

立山へのアクセスについては，昭和６年に藤橋―雑穀谷間の自動車道の開設につづいて，すでに指摘したように昭和12年，千垣―粟巣野間5.6キロが延長され，千垣―粟巣野間25キロの鉄道が完成し，粟巣野が立山登山口となったことである。立山の宿泊施設では，昭和８年に天狗平とブナ坂にヒュッテが建設された(48)。しかし準戦時から戦時体制への移行もあって，大々的な開発である藤橋―美女平間渡のインクライン又は索道の建設と美女平―追分間自動車道路の建設は，実現しなかった。

当時の段階では，発電用ダム建設による景勝地の破壊には反対しても，一般的な観光開発には，大きな反発はおこなわれなかったと指摘できる。田村らは，立山のような大衆的な開放は，むしろ喜ばしものと考えていたに違いない。国立公園の過剰開発と過剰利用の問題は，当時ではまだ考えられなかったからであった。

しかし立山についていえば，立山の自然保護の動きは，皆無ではなかった。昭和５年，立山の国立公園化を予想して農林省営林局は，室堂を中心とした１万7095ヘクタールの広大な地域を保護林に指定し，森林開発を抑制し，立山の森林保護をおこなった(49)。またすでに指摘したように大正11年に白馬岳一帯1万200ヘクタールの土地が農林省により「白馬連峰保護林」に指定され，かつ「白馬連山高山植物帯」として天然記念物に指定されたが，その約９割の地域が富山県内の立山地域に属していた(50)。

文部省は，昭和５年に立山の保護林指定につづいて，昭和７年３月に，立山を「名勝および天然記念物」に指定するよう要望書を，富山県に提出し諒解をもとめた(51)。文部省提出の「名勝及天然記念物立山指定ニ関スル件」は，明らかに弥陀ヶ原・室堂一帯を名勝及び天然記念物に指定し，その地域の開発を規制することを意図したものにほかならなかった。

しかし富山県の対応はなく，昭和17年８月に東大の辻村太郎教授らの調

査によって，昭和20年２月に雄山の山崎圏谷（カール）が天然記念物に指定されたにとどまった(52)。なお「白馬連峰高山植物帯」は，1952年に「特別天然記念物」に指定替えされた。

国立公園指定にからんで，立山の観光開発と自然保護の確執の過程は，詳細がいまだ不明であるが，その中で，昭和10年代に入ってほんの一部であるが，自然，風景の保護の必要が強調された点が注目される。

登山家村上陽岳（宗一郎）は，昭和12年発行の『日本連峰国立公園立山』の「登山道徳」の節で，「登山者中には何の目的もなく濫りに自然の風致を毀損する者がある。……山の生命は自然である。登山奨励の宣伝とすると同時に，登山道徳の宣伝もしなければならない。」「此の川，風物，至宝をして永久に其光を放たしめよ。」「山岳に親しみ，山を愛し，そして自然を自然として尊重いたしましょう。」(53)と語っている。

また昭和15年におこなわれた国立公園協会富山県支部と国幣小社雄山神社共催による座談会『立山を語る』（座談会）という小冊子では，山岳家か研究者とおぼしき市川茂吉郎は，「全国の国立公園の施設の行届いて居ることは，大変簡単に登山出来ることになった中に，単り立山のみが，藤橋から上はどうしても我が足でなければ登ることが出来ない。足は一方から観ると非常に不完備のように思われますが，立山の尊厳を維持する上に於て，又本県ばかりでなく日本的な人身鍛錬の道場として是非とも原始的なものを其の侭残したいと念願して居るのであります」(54)と述べた。

この意見は，とかく国立公園が開発されてアクセスが容易化し，自然，風景が荒らされる傾向を批判し，立山の藤橋から室堂までが徒歩登山であることを擁護する注目すべき発言である。

さらに矢野富山県知事は，「前任者との引継ぎに二千六百年の記念事業として立山の観光道路百萬円計画，称名の滝をエレベーターで上る，弥陀ヶ原をドライブすると云う計画もあったのですが，私は勇敢にそんなことはやれないと言って物議を醸した。」と語っている。この意見も，明らかにすでにみた観光開発計画の根本にたいする反対意見として注目すべき主

張であった。

雄山神社奉俤会の加藤金次郎は，矢野県知事に賛成し，「此の大自然を未来永劫に比の儘確保して貰いたい。」と語った。

県庁の山口部長は，「あの称名の滝辺りが……，滝とコンクリートでは合わないような感じがするのです。斯う云う風に自然の風致を近代的の施設で壊すことは非常に残念なことで……，さうした施設が段々上へ延びて行くことを懼れるのです。」と語った。

以上にように，座談会で語られた自然，風景にたいする意見は，確かに戦時体制下で観光開発熱が冷却した状況のもであるとはいえ，問題の本質にふれた良心的で自然保護意識の強い意見だったと評価することができる。

と同時に，これらの意見は，当時の立山観光開発への，ひいては戦後積極的におこなわれる立山観光開発への警告であった。

こうした先人の貴重な意見を，国立公園形成史に書きとどめ，そこから現代人は何がしかの教訓を学び取っていかなければならない。

なお藤野豊氏は，戦時下の立山国立公園について詳しく論じ，国立公園が軍事訓練や精神教育の場となっていった事情を明らかにしているが，ここでは開発と自然，風景の確執が問題なので，とくにふれないでおく。

以上のように，戦前･戦時においては，観光開発計画は存在したものの，戦時体制のために中断され，幸いにも計画通りの開発はすすまなかった。しかし戦後の立山の観光開発は，すさまじいものがあり，過剰開発と過剰利用の典型となり，したがってまた自然保護，開発規制の運動もまた激しく展開されることになる。これらの問題は，別稿において改めて詳論することにしたい。

〈注〉

（1） 立山国立公園形成史についての研究は，極めて少ない。まとまった研究は皆無である。立山の中心的な問題である登山史については，江戸時代から明治にかけての研究に，高瀬重雄『立山信仰の歴史と文化』，名著出版，1971年，が優れた研究である。とくに第4篇「近代登山と立山」は，明治期の立山登山についての優れた研究である。

きわめて概観的であるが，立山黒部貫光20年史編集委員会編『立山黒部貫光20年史』，1985年，立山黒部貫光株式会社，が国立公園立山の観光開発について論じている。『富山県史』では，国立公園と立山の問題は，まとまった記述はなく，断片的な資料が紹介されているにすぎない。

藤野豊「ファシズム体制下の立山連峰・黒部峡谷―ファシズム期富山の社会史(1)―」『富山国際大学紀要』VOL. 9，1999年3月，は，立山・黒部国立公園についての数少ない研究論文であり，新資料の発掘もあり，大いに参考になった。もっとも，藤野氏の論点は，戦時下の国立公園の軍事的な利用にあるので，小論のテーマからみると少々物足りない感じがのこる。とくに黒部渓谷にかかわる問題については，新資料の紹介もあって，大いに参考になった。

小論は，立山研究の状況に制約されながらも，新たな資料収集につとめ，若干の概括的な研究を試みたものである。小論は，とくに未公開の資料の発掘を著しく欠いているが，若い研究者の今後の研究に期待し，今後の研究の刺激になればと願う。

（2） 前掲高瀬『立山信仰の歴史と文化』，第一編，第二編参照。

（3） 石神甲子郎「保護と利用計画」，『中部山岳国立公園 黒部・立山地区の観光資源およびその保護開発に関する調査報告書』（「日本自然保護協会調査報告第15号」），1965年，日本自然保護協会，所収，〔Ⅷ〕73頁。

（4） 新城常三『庶民と旅の歴史』，NHKブックス，1971年，112頁。

（5） 奥乃肇（富山県自然保護課長）「国立公園の沿革」，立山連峰の自然を守る会『立山の自然―その破壊と現状』，1973年，所収論文，101頁。

（6） 詳しくは，後に掲げる立山登山案内書等を参照。

（7） 前掲高瀬『立山信仰の歴史と文化』，348－9頁。

（8） 同上，356－61頁。

（9） 同上，383頁，390頁。

（10） 志賀重昂『日本風景論』，岩波文庫版，145頁。

（11） 高頭式『日本山嶽誌』，明治39年，博文堂，264頁。

（12） 前掲高瀬『立山信仰の歴史と文化』，403頁。

(13)　朝地倫『立山権現』，明治36年。広瀬誠編『立山連峰誌料』，新興出版，1991年，所収。同上『誌料』，広瀬「解題」，11頁参照。
(14)　大井冷光『立山案内』，明治41年，98頁．前掲『立山連峰誌料』，所収。
(15)　広瀬誠編『立山黒部文献目録』，富山県図書館，1957年，26頁参照。
(16)　同上，27頁。
(17)　鶴見立吉編『立山案内』，立山登山会，大正７年，40頁。
(18)　広瀬誠編『立山黒部文献目録』，22－３頁。
(19)　吉沢庄作『立山』（大正14年版）１－２頁，183－４頁。『立山連峰誌』所収。
(20)　立山連峰の自然を守る会編『立山の自然―その開発と自然保護―』，1981年，１頁。
(21)　詳しくは安川茂雄『近代日本登山史』，あかね書房，など参照。
(22)　富山県編『富山県史通史編』Ⅵ，近代下，1984年，639－１頁。
(23)　広瀬誠，清水巌『立山』，立正校正会，1995年，70頁。
(24)　中田栄太郎「立山の昔と今」，『山と渓谷』No.181号，1954年７月，68頁。
(25)　中越延豊「国立公園候補地概観（八）〔立山〕」『国立公園』第２巻第１号，９頁。
(26)　前掲『富山県史通史編』Ⅵ近代下，95，98頁。
(27)　富山県編『富山県史資料編』Ⅷ現代下，1980年，323頁。
(28)　前掲『富山県史通史編』Ⅵ近代下，98－100頁。
(29)　同上，342頁。
(30)　田村剛「国立公園の本質」，「『庭園』第３巻第２号，９頁。
(31)　『東京朝日新聞』大正10年８月18日。
(32)　拙稿「日本の国立公園思想の形成」『経済志林』第68巻第２号，208頁。
(33)　田村『国立公園』，３頁。
(34)　同上，５頁。
(35)　時報「立山保勝会の計画」，『庭園』第７巻10号（大正13年），28頁。
(36)　前掲中越論文，『国立公園』第２巻第１号，９頁。
　なお先の『立山の自然』によれば，鉄道が「大正12年千垣まで延長されると，１シーズンの登山者，登拝者が6,000名をこえ，芦峅寺千垣駅前にみやげ物が軒を並べた。」との説もある。前掲書，１頁。
(37)　『東京日々新聞』昭和２年７月６日。
(38)　田村『国立公園』，41，46頁。
(39)　中越延豊「国立公園候補地概観（八）〔立山〕」『国立公園』第２巻第１

号（昭和５年１月）。

新井堯爾「上高地，白馬，立山を巡りて」，同上誌第３巻第９号（昭和６年９月），21頁。

日本アルプス国立公園協会富山県期成同盟「弥陀ヶ原開発の施設」，同上誌第４巻第４号（昭和７年４月）。

地方ニュース「国立公園協会富山県支部の設立」，同上誌第５巻第８号（昭和８年８月）。

雑報「富山県国立公園開発委員会の設置」，「富山県政調査委員会規定」，同上誌第５巻第10号（昭和８年10月）。

(40) 『国立公園』誌第１巻第７号，19頁。

(41) 前掲『富山県史通史編』Ⅵ 近代下，641頁。

(42) 前掲『富山県史資料編』現代下，1537－８頁。

(43) 『黒部貫光20年史』，８頁。

(44) 日本アルプス国立公園富山県期成同盟会「弥陀ヶ原開発の施設」，『国立公園』第４巻第４号，17－21頁。

(45) 『国立公園』第５巻第９号，23頁。

(46) 同上誌第４巻第10号，31頁。

(47) 前掲『黒部貫光20年史』，８頁。

(48) 同上，８頁。

(49) 『日本山林史』上巻，93頁。

(50) 同上，92頁。

(51) 前掲『富山県史資料編』現代下，1537－８頁。

(52) 前掲『富山県史通史編』Ⅵ，近代下，646頁。富山県編『富山県政史』第六巻（乙），富山県，1947年，549頁。

(53) 村上岳陽『日本連峰国立公園立山』，昭和12年，中田書店，31頁。

(54) 国立公園協会富山県支部，国幣小社雄山神社編『立山を語る』（座談会）『立山を語る』，昭和15年，15頁，19頁。

d 黒部渓谷

① 大正10年以前の黒部渓谷

黒部渓谷は，富山県に属し，国立公園候補地としては，立山連峰の一角に位置していたが，立山が宗教登山の対象として江戸時代から開かれていたのと対照的に，3,000メートル級の山岳から発する80キロにおよぶ長い

黒部川の両岸にそそり立つ深い渓谷からなり，近寄りがたい険しい秘境であった。黒部渓谷は，明治時代に入っても，一部の山岳関連の専門家によって知られるにとどまっており，大正期になってようやく発電所に適した豊富な水量と地形ゆえに，水力発電所建設の対象となり，それに伴って温泉資源を利用した観光地の開発がすすめられ，ようやく一般に知られるようになった。大正期末から昭和期に入って，立山の一角として国立公園有力候補地に組み入れられてから，にわかに発電所建設による黒部渓谷の自然，景観の破壊が大問題となり，保護運動がおきて，国立公園における電源開発か自然保護かの大論争の典型的な事例となった(1)。

ここではまず黒部渓谷開発の歴史について概観しておこう。江戸時代にも黒部川上流の地域の温泉は，かなり古くから知られていて，文政年間には黒薙あたりの温泉が開湯され，幕末ころには地元の人に利用され，結構夏場には僅かながら人が集まったようである。また黒部川渓谷から材木の切り出しもおこなわれていたようであるが，険しい自然条件のため極めて限定されていたため，一般の住民はほとんど渓谷に立ち入ることがなかった(2)。

明治時代になると営林署による国有林調査，林道の開設がおこなわれ，それに伴い渓谷沿いに温泉経営がおこなわれ，入浴者の登山，あるいは近代登山が徐々に発達しはじめた。

営林署による森林調査は，明治17年に竹内泰臣ら数名により黒部川下流から入山し，黒薙温泉を経由して大蓮華山（白馬岳）に登頂し，西鐘釣温泉をへて立山に登頂し，また黒部川を下っておこなわれた。こうした営林署員の登山は，林道の設置をともないつつおこなわれ，登山道の整備，開設となった(3)。

本格的な林道の工事は，明治34年からはじめられ，明治37年には欅平まで延び，翌年には祖父谷，祖母谷の上流まで延びた。なんとその総費用は，４万5,258円だったといわれている。しかしあまりに渓谷が険しかったので伐採した材木の川流しは不向きであって，林業は盛んにならなかっ

た[4]。

明治末年になると，黒部渓谷の近代登山がはじまった。柳田國男が明治42年に黒部川を朔行し，後に紀行文を発表した[5]。明治43年には，高岡新報の記者井上江花は，一行36名の多勢で，黒部渓谷を遡行し大黒鉱山まで登って，『高岡新報』に紀行文を連載し，同年９月に『越中の秘密境黒部探険』としてまとめ，黒部渓谷についての最初の著作を出版した[6]。

その年，魚津中学の教師吉沢庄作も，総勢10名で黒部川を朔行し大黒岳に登山し，「越中方面大蓮華登攀録」を『山岳』誌（第５年１号，明治43年）に投稿した。また高野鷹蔵や冠松次郎らの登山家が白馬から祖母谷に下り，黒部川を下らなかったが黒部渓谷の景観に魅せられた。高野が「白馬岳より祖母谷温泉へ」を『山岳』（明治44年）に，冠が「祖母谷道」を『山岳』（明治45年）に発表した[7]。

こうして大正期に入ると多くの登山家，文人たちが，黒部渓谷に入った。その中でも，地元の吉沢庄作は，たびたび黒部峡谷登山を繰り返し，大正５年には『黒部峡谷』を出版し，黒部渓谷の地質，水系，植物，登山路など広汎な知識を概説書に披瀝し，黒部渓谷の紹介をおこなった[8]。

とくに黒部渓谷に魅せられた登山家冠は，大正７年からたびたび黒部渓谷を訪れ，紀行文を発表し，大正14年に十字峡を発見し，徐々に変化しはじめた黒部渓谷を経験する[9]。

こうして黒部渓谷は，険しい秘境として登山家や文人に大きな関心をもたれていったが，大正期に入って産業の急速な発展による電力不足が生じ，黒部川に水力発電の建設が計画されるようになった。

黒部川に最初に発電所建設を計画したのは，東洋アルミナム会社であった。この会社は，アメリカ在住の富山県出身でジャスターゼの発見者であった高峰譲吉と彼と関係のあった三共株式会社の塩原又作が組んで，アメリカのアルミナム会社と合弁で作られたものである。アルミニューム製造のためには，大量の電力を必要とすることから，塩原らは，他社がまだ注目していなかった黒部川に着目し，水力電力所を建設する計画をたてた。

第6図　黒部渓谷と発電所・ダムの位置

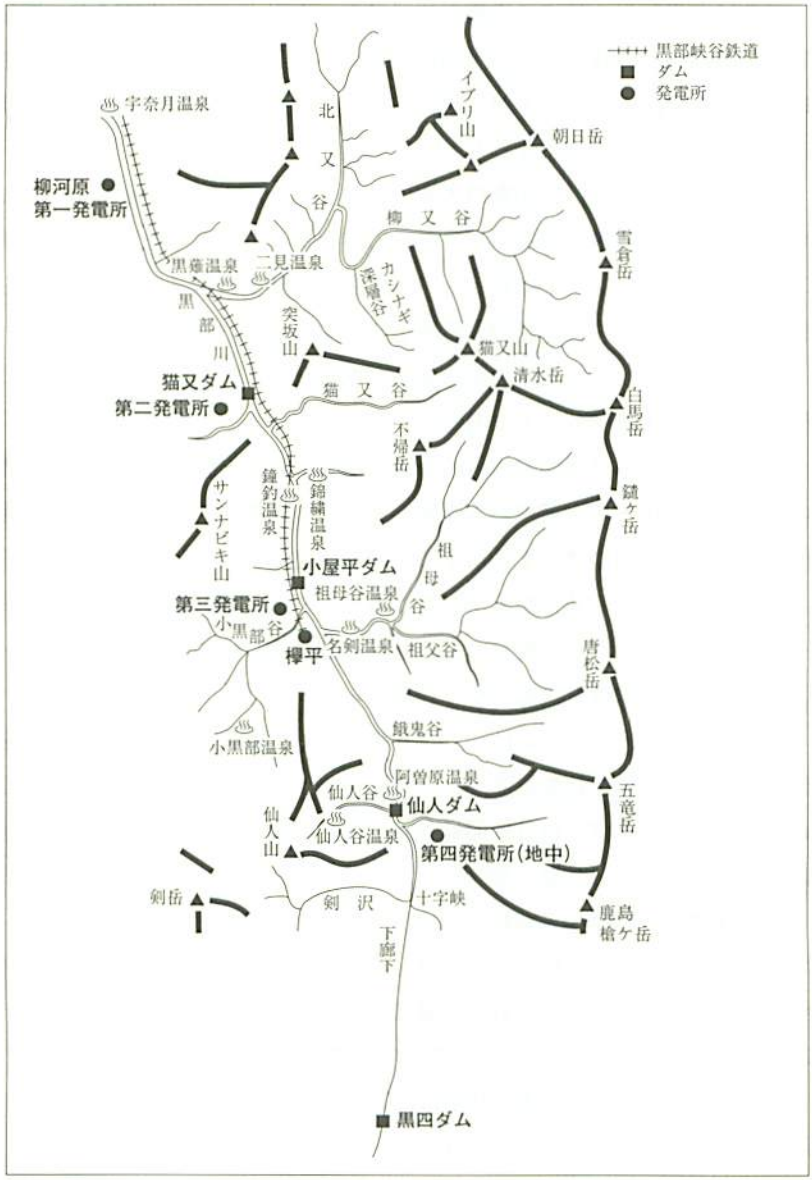

注　奥田『黒部奥山と扇状地の歴史』211頁をもとに作成。

大正５年のことであった(10)。

三共は，黒部川本流での発電所建設計画を実現すべく，大正６年に逓信省の技師山田胖（ゆたか）を抜擢し，欅平周辺や平の小屋辺までを調査し，大正７年に水利権を申請し，大正８年に東洋アルミナム会社を設立して，大正９年に第一次開発計画の認可をえた(11)。

発電所の建設計画は，黒部川本流についてだけみると，宇奈月から２キロ上流の柳河原に第一発電所を，さらに宇奈月から５キロ上流の猫又に第二発電所を，さらに，宇奈月から21キロ上流の欅平に第三発電所を，さらに６キロ上流の仙人谷に第四発電所を建設することであった(12)。

さしあたり最初の計画建設は，猫又に取水口のダムをつくり，柳河原に第一発電所を建設することであった。

当時は，今日の黒部渓谷入口の宇奈月温泉は，まだ桃原といわれ，下流の三日市から18キロも奥地の未開地であった。黒部渓谷の奥地に水力発電所を建設するためには，まず第１に，発電所建設の資材輸送用鉄道の建設とその拠点をつくる基盤整備が必要であった。第２に，第一発電所の建設をともないつつ，さらに奥地に発電所を建設するために，詳細な調査をおこない，道路と鉄道を建設しなければならなかった。

こうして東洋アルミナムは，大正９年に桃原に事務所を設置し，社宅を建設し，黒部鉄道会社を設立し，三日市―桃原間（約18キロ）の鉄道建設に取り組み，大正11年11月に開通させ，さらに欅平から十字峡にいたる通路の開設，調査をおこなった(13)。

なお鉄道開設に際して会社は，鉄道を単に工事用鉄道とするのでなく，黒薙温泉，愛本温泉を買収して，黒薙から桃原に温泉を誘引して，大正12年に桃原を宇奈月温泉と改名して温泉観光地とする計画をたて，観光客の運搬を意図した(14)。こうして黒部川の発電所建設は，温泉観光地の建設という副産物を生み，発電所建設は，さらに発電所用渓谷鉄道を利用する渓谷観光に発展していくことになる。

宇奈月は，当初ただの野原であったが，鉄道会社の建設した宇奈月温泉

会社の努力で，漸次開発され，紆余曲折はあったが，昭和20年には，戸数350戸を数える大観光地として成長した(15)。

しかし東洋アルミナムは，高峰が死んで計画が実行困難になり，折から大正９年からの戦後不況のあおりで，事業中止に追い込まれた。大正11年９月に，かねて北陸地方の水力に注目していた日本電力は，山岡順太郎を社長にすえて，東洋アルミナムを引き継ぎ，昭和３年に日本電力に名実共に吸収した(16)。

東洋アルミナムの発電所建設計画を引き継いだ日本電力は，宇奈月より２キロ上流にある黒部川第一発電所，すなわち柳河原発電所の建設工事を大正13年に開始し，昭和２年に完成した。最大出力５万700KWであった(17)。

日本電力は，第一発電所完成に引き続いて，第二，第三の発電所の建設に取り組んでいった。計画では昭和10年に完成する黒部川第二発電所は，宇奈月から12キロ離れた猫又に位置し，最大出力7万2,000KWで，取水口を，当初猫又から７キロ上流の小黒部川と黒部川との合流地点に設定し，堰堤の高さは50尺でスタートし，後に162尺に拡大した。

しかし昭和４年，５年に発電所とダム建設の反対運動がおきて，第二発電所の計画は，昭和６年２月の計画変更で当初の発電所建設地点を１キロ下流の小屋平に設置し，堰堤の高さを142尺に変更し，その他，風景地の破壊のないような配慮を施したとされる。反対運動の攻防の後，工事は昭和８年に実施されて，第二発電所は昭和12年に完成した。

柳河原から猫又までの鉄道は，大正14年12月に敷設された。そしてさらに第三，第四の発電所建設のための基礎工事，おもに鉄道建設は，昭和４年４月に猫又から鐘釣，さらに小屋平まですすめられ，昭和６年に小屋平まで完成した(18)。

昭和15年の完成を目指す第三発電所の計画は，宇奈月から21キロ離れた欅平に設置し，堰堤は，当初案では，「立山村剣川落合」の十字峡の地点におかれたが，昭和４，５年に下の廊下，十字峡などの景観が水没する

との反対運動にあって，３キロ下流の「仙人谷落合附近」に変更し，隧道で取水するという特殊な設計であった。昭和11年秋に工事を開始し，昭和12年に最終的な計画が許可され，昭和15年に完成した。さらに第四（いわゆるクロヨン）の大まかな計画もすでにだされていたが，戦前には工事は実施されなかった(19)。これは戦後の問題であった。

〈注〉

（１） 国立公園黒部渓谷に関する研究，とくに黒部渓谷の開発と自然保護に関連する研究は，多くはないが，注目すべき研究が二つある。

一つは奥田淳爾氏の「黒部川水域の発電事業」(1)(2)，『富山史壇』48号，49号，1970年，1971年，「黒部奥山の温泉開発」，『黒部扇状地』第24号，1999年である。これらは，奥田淳爾『黒部奥山と扇状地の歴史』所収，桂書房，2000年，に収録されている。もう一つは藤野豊「ファシズム体制下の立山連峰・黒部峡谷～ファシズム期富山の社会史(1)」，『富山国際大学紀要』VOL. 9，1999年３月，であり，最新の論文で，奥田氏に利用されていない新資料の発掘がある。小論は，とくに資料についてこの２研究に大きく依拠したことを記し，２氏に謝意を表しておきたい。とくに奥田先生には，私信の質問に快く答えていただき，資料の出所について貴重な教示をえた。深く感謝の意を表しておきたい。

その他の研究では，村上兵衛『黒部川：その自然と人と』，関西電力，1989年，が概括的であるが，黒部渓谷と国立公園の関係について，大いに参考になった。前掲の広瀬誠『立山黒部文献目録』も研究の手引きとして有効であった。

その他，黒部渓谷に関する歴史的な主要な文献は，広瀬誠編『黒部峡谷誌料』，新興出版社，1990年，に収録の，井上『黒部峡谷』，明治43年，山田胖『宇奈月温泉由来記』，下新川郡役所編（吉沢庄作筆）『黒部遊覧』，大正５年，が参考になった。また電力会社の社史も参考になった。

（２） 前掲奥田『黒部奥山と扇状地の歴史』，210－２頁。

（３） 同上，244－頁。

（４） 同上，247－８頁。

（５） 柳田國男『秋風帳』，梓書房，昭和７年，に所収。

（６） 井上忠雄『越中の秘密境』，明治43年，広瀬誠編『黒部峡谷誌料』所収。同上書の広瀬誠「解説　黒部渓谷とその文献」，14－６頁を参照。

（7）　前掲奥田『黒部奥山と扇状地の歴史』，250－1頁。
（8）　同上，253頁。なお吉沢庄作の黒部に関する主な論文と著作は，論文「越中方面大蓮華登攀録」『山岳』第5年1号，明治43年。著書『黒部峡谷』，大正5年。『名勝としての黒部峡谷』，『富山県史蹟名勝天然記念物調査報告』第7号，大正15年。『立山と黒部峡谷』，『富山県史蹟名勝天然記念物調査報告』第9号，昭和2年。
（9）　前掲奥田書，258－9頁。なお冠松次郎の黒部に関する主な論文と著作は，論文「祖母谷道」『山岳』第7年1号，明治45年。著書『黒部渓谷』，アルス，昭和3年。『黒部』，第一書房，昭和5年。
（10）　前掲奥田『黒部奥山と扇状地の歴史』，265頁。
（11）　同上，266頁。
（12）　詳しくは『日本電力会社十年史』，昭和8年，その他，社史を参照。
（13）　『黒部川電力の四十年史』，黒部川電力，1965年，25－6頁。
（14）　山田胖『宇奈月温泉由来記』，8－9頁。
（15）　前掲村上『黒部川』，422－3頁。
（16）　前掲『宇奈月温泉由来記』，27頁。
（17）　前掲村上『黒部川』，429－32頁。
（18）　同上，435頁。
（19）　同上，435－40頁。

② 大正10年以降の黒部渓谷の国立公園指定運動と自然保護運動

さて黒部渓谷の国立公園化の問題にもどって論議をすすめることにしよう。大正10年に国立公園設立運動がおき，候補地選定が問題になったおり，黒部は必ずしも名前があがっていなかった。しかし地元では，それを意識したかなり明確な黒部渓谷の観光開発と宣伝が確認される。

そもそも大正8年に東洋アルミナムが設立されて，発電所建設の資材運搬鉄道として三日市から宇奈月までの黒部渓谷鉄道が建設されたのであったが，電力会社は，その際にはっきりと鉄道を観光用に利用することを意図した。それだけでなく電力会社は，大正11年に黒薙温泉，愛本温泉を買収して，桃原に「黒部温泉株式会社」を設立し，温泉地を開発して，「一大遊園地を設くる計画」をたて，観光客をあつめ，さらに宇奈月の上流に

ある発電所用の鉄道を観光用にも利用し，黒部渓谷観光を一貫して意図していたからである(1)。

こうした民間企業による電源開発と観光開発の並行的な事例は，日本ではこの時期にはだ稀なケースであり，それは，今日もなお継続し，黒部渓谷観光の特質となっている。

こうした計画を背景に大正11年に地元の富山県下新川郡役所は，「絶景の連続たる我黒部峡谷は，従来本郡教育界並に他篤志家の紹介に依り，天下の奇勝として年次世の注目を引くに至ったのであるが，此際一層之を紹介して遊覧者の案内に便せんとし，郡会の議を経て」，観光目当ての概説書であった『黒部遊覧』を非売品として出版したのである(2)。

大正12年６月から宇奈月―猫又間で黒部川沿岸の建設用軌道の建設が開始され，大正13年に柳河原の第一発電所の建設が開始され，大正14年12月に柳河原から猫又までの鉄道建設が完了した。しかし険阻にして危険な渓谷でそそり立つ渓谷の岩を破砕して突き進む工事は，土砂を渓流に押し流し，渓流を汚染するなど，必然的に大幅な自然破壊を伴い，下流の住民に大きな被害を与えた。

自然，景観の破壊と土砂の投棄による黒部川の汚染は，黒部川下流の地元26カ町村住民の開発工事に反対する激しい抗議運動を生んだ。この問題について，当時の指導者が書いた『黒部川神社由来記』は，柳河原発電所建設の際に，排出した土砂を黒部川に不法に投棄した日本電力にたいする黒部川沿岸住民の猛烈な抗議運動を詳しく紹介している(3)。

同書によれば，大正12年11月に森丘正唯は，下新川郡長と郡立農学校移管林のことで，宇奈月の小原台に登ったところ，「黒部川上流は，山肌が削り取られて，暗い感じのする峡谷が明るくなっているのに驚いて調査を始めた。」

県庁の吉武土木課長らにより実地調査がおこなわれ，日本電力から山田胖，佐藤組から今村氏など随行した。「途中ハッパの響きが，茲かしこに響きわたり，土砂を盛んに本流に捨てていた。これは出願許可を受けずに

日電の威力に物言わせた勝手気まま行動であったから，帰途宇奈月日電仮事務所において，山田や今村などが百方陳謝おおいに努めたが，吉武土木課長は決然として断を下した。

『かかる事態を引き起こした事ははなはだ遺憾千万である。現場の工事は，法治国として有り得べからざる，いな許すべからざる暴挙である。予は職権をもつて即時工事の中止を厳命する。いかなる理由があろうとも県の指示があるまで一石といえども動かしてはならぬ。すぐ様，電話その他の方法をもって現場にその旨を通達せよ。』

と，課長は帰途，三日市警察署に署長を訪ね，今夜から現場に警官を派遣し，中止命令を厳守せしめる様依頼した。」

県庁側は，「さつそく上局会議を開いて，黒部川に放流したと推定される土石の量を柳河原付近指定の個所において本流堆積の土石を堀り上げること，土捨場の基礎を強固にし，絶対に土砂を放流せしめざること，工事現場の視察をなす地元有志の交通に便宜を与えること等を指令した。」

「これに呼応して急拠関係町村長会を開き，森丘は状況経過報告をなし，今後の対策を協議した。その大要は次のとおりであった。

一．関係町村長全員は即刻上県して土砂防止について厳重取り締る様知事に要請する。

二．関係用水の被った被害は相当甚大であるからその補償を日電に要求すること。ただし，補償金はこれを各用水に分配せず，その大部分を県に寄付して両岸用水合口事業の促進に資すること。

三．補償金は最低三十万円とし，その交渉を左岸森丘，右岸野島の両県議に一任すること。」(4)

おそらく26カ町村長は，県庁に押しかけ黒部川発電工事による土砂防止についての請願書を提出したものと思われる。この点について，奥田氏は，黒部川沿岸26カ町村の町村長が，「黒部峡谷保全会を作り，連署して黒部峡谷の風致保全を関係各方面に訴えた。」と指摘している。その根拠として，後にみる昭和４年12月の26カ町村長による「請願書」に，「黒部

川沿岸二十六ケ町村民ニテナル保全会々員連署ニヨリ，黒部峡谷保全方ニ付キ陳情」とある指摘においているようである(5)。

さて「日電本社は非常な衝撃を受け，池尾副社長が急拠来県して，各方面に陳謝してまわり，補償金問題に関しては，数次会合折衝を重ね県当局とも相談して総額二十五万円として手を打った。」

なお「この補償金は一円たりとも，飲食等に費消せず，会合の雑費等は黒部川保全会の経費で賄った」(6)いわれており，運動の秩序がしっかりしていたことを想起させる。交渉は，これで終焉したようであるが，この地域全体を巻き込んだ大衆的抗議運動に遭遇して，日本電力は，大きなショックを受け，電源開発には自然，景観の保護運動という厚い壁が存在することを思い知らされ，工事の安易な処置をつつしむことを決意したに違いない。

他方，こうした黒部渓谷での自然破壊に当面し，陳情を受けた富山県当局は，電源開発か名勝地の保護かというジレンマに立たされ，苦慮した。

昭和９年頃に黒部渓谷の国立公園指定に関連して作成されたと思われる富山県庁社会課「黒部峡谷指定ニ関スル経過概要」なる文書によれば，大正13年５月６日，「時ノ富山県知事ハ大正十三年五月六日……黒部峡谷保存方ヲ内務大臣ニ申請スルニ至リ」と指摘している(7)。これは，岡正雄県知事が，名勝・天然記念物に指定することによって黒部渓谷の乱開発にブレーキを掛けようとしたことを意味する。

さらに大正14年３月に富山県議会は，「黒部峡谷ニ国立公園設定ニ関スル建議」を，地元衆議院議員寺島権蔵を通じて国会に提出した。

寺島議員は，提案理由を「黒部峡谷ハ世界的峡谷美ヲ有シ其ノ雄大ナル風光ハ本邦唯一ナルノミナラズ学界稀有ノ動植物亦豊富ナリ，政府ハ速ニ此處ニ国立公園ノ計画ヲ進メ官民ヲシテ據ル所アラシムヘシ，是レ本案ヲ提出スル所以ナリ」と指摘した(8)。

建議の内容は，とくに注目すべき論点を含んでおらず，平凡なものであったが，ここでも県議会は，黒部渓谷を国立公園に指定して黒部渓谷の自

然，風景を保護しようとした意図が示した。建議書は，その後２年間わたって提出されている(9)。

さきの電源開発工事による風景の破壊に対する地元の抗議運動に呼応して，大正13年末から翌年２月に上高地の大正池ダム建設反対運動を展開し，計画を中止させた日本庭園協会は，大正15年６月に，猫又第二発電所の建設によって景勝地がダムの底に消え，自然，風景が著しく破壊されるとして，計画の変更と自然，風景の保護を求める建議を，安達逓信大臣と富山県知事に提出した。

庭園協会の建議書の趣旨は，以下のとおりである。

「黒部川水力利用計画ニ対スル建議

……我ガ黒部峡谷ハ‥本邦第一ノ美景壮観ト称サルル渓谷ニシテ，其ノ猿飛上流地方ニハ全然人跡未踏ノ領域ヲ秘蔵シ，登山家ノ愛慕惜カザル地ト為ス。／然ルニ巷間伝フル所ニ拠レバ，曩ニ富山県ニ対シ日本電力株式会社其他ガ共同シテ黒部川水力ノ利用ヲ出願セリト，然ルニ該箇所ハ，猿飛上流ノ本谷ヲ抱擁スルモノニシテ，水力利用計画実現セバ渓谷ノ水ヲ全然涸渇セシメ，風致其他ニ対シテモ重大ナル影響ヲ及ボスモノト思惟セラル。／吾人ハ勿論該計画ニ対シテ絶対ニ反対セントスルモノニ非ズ，タダ風致其他ノ悪影響ヲ最小限度ニ止メ……国民均シク満足スベキ計画ヲ立案セラレンコトヲ冀望シ已マズ。右建議ニ及ビ候也。

大正十五年六月五日　　日本庭園協会理事長　林学博士　本多静六

逓信大臣　安達謙蔵殿　　」(10)。

みられるとおり，庭園協会の立場は，建議の冒頭で電源開発の必要を確認しつつ，計画への絶対反対ではなく，計画の変更，景勝地猿飛保存の要求であった。このような中央での黒部渓谷の保護運動は，富山県の地元にも大きな影響を与えたものと思われる。

事実，富山県は，大正15年に，「黒部峡谷の調査のために追加予算を計上し，三好学（東京大学名誉教授），佐藤伝蔵（東京高師教授）らに調査を依頼し」，黒部渓谷を保護する姿勢を示した(11)。

大正15年９月，日本電力は，第二発電所建設の認可を取得したが，しかし昭和初期の大不況で開発工事を中断し，周辺に大きな波紋を投げかけた。しかし昭和２年に第一発電所の完成後，第二発電所の建設が開始されると，再び発電所建設の自然破壊問題が浮上した。

田村剛は，昭和２年のパンフ『国立公園』で，「上高地，奥日光，……尾瀬沼等に於ける水力発電計画」に危惧の念を表したが，黒部渓谷の電源開発については，何ら言及しなかった(12)。

他方，昭和２年のコンテストで，黒部渓谷は，渓谷の部で，５地域内に入選し，最終的に１位を上高地に譲り，他の瀞八丁，御岳昇仙峡，天竜峡とともに次点となった。すでに黒部渓谷は，景勝地として相当社会的に認知されていたと思われる(13)。黒部観光に関心をもつ地元は，国立公園化への期待も大きかったと思われる。

昭和２年12月，富山県知事は，「名勝地黒部峡谷指定ニ関スル件」の要望書を「内務大臣官房地理課長」に宛てて提出した(14)。

曰く，さきに大正13年５月に申し入れした件で，「如何御詮議」有りやと問い，「申請地ハ其ノ後水力電気ノ作業工事進展ノ為メ申請当時ニ比シ風景ニ多少変化ヲ来シタル處モ有之候状態ニテ風景ノ保存上遺憾ニ存シ候」「急速御指定ヲ希望致シ居候」。

この文書は，富山県知事が，いかに黒部渓谷の上流，とくに猿飛周辺の風景を保存しようと努めていたかがわかる。

しかし黒部渓谷の史蹟名勝天然記念物法にもとづく名勝地指定は，進展しなかった。電源開発促進方針をすすめる逓信省が，「発電認可ニ伴フ事業ハ着々トシテ計画サルルニ至リ」，当時内務省官房地理課の所管であった指定作業を大きく妨げたからである。

昭和３年末に国立公園協会が組織され，国立公園設立運動が盛り上がりはじめた。国立公園協会は，『国立公園』誌において，昭和４年８月から黒部渓谷の発電所建設による自然，風景の破壊に反対し，第二発電所計画の変更と第三発電所計画の中止を主張した。

田村剛は，昭和４年９月に『国立公園』誌に「黒部峡谷を救え」と題する小文を掲載して，第二発電所建設計画の一部に反対を表明した(15)。

田村は，「黒部峡谷は，……真に我国渓谷中の王者，渓谷風景として断然第一位に推さるるに至った」と書き，これが「水力発電事業家の着眼するところとなって，」「許可を得て漸次下流より上流に向って，工事は進渉している」と指摘する。そして，黒部峡谷が「水力電気事業によって破壊」されれば，将来国立公園になるべき「立山国立公園の価値は半減」してしまう，「今日のままに横暴なる水力によって蹂躙せしめて傍観するには忍びない」，「黒部の水力は猿飛上流に及ぼさしめざるを至当と認める。」と開発の制限を要求した。

田村は，ここで黒部渓谷をはっきりと国立公園候補地立山の一角にすえて，黒部渓谷の景観破壊に反対した。田村の反対論は，いわゆる絶対反対ではなく，第一，第二の発電所を認めつつ，第二発電所の建設に際して猿飛上流の水没に反対し，計画変更を迫るいわゆる条件付反対論であったが，電源開発を容易に許容する大正期の風潮からすれば，大自然，大風景の保護姿勢をいっそう強めた主張であったと評価することができる。

農林省嘱託の柳下鋼造も，昭和４年第11月に「黒部渓谷の保存について」(16)を『国立公園』誌に掲載し，反対論を展開した。田村剛を恩師とする彼の論文は，直前におこなわれた国立公園協会と帝国風景院の調査に参加して書いたことを想起させる。

彼は，「日本の国立公園として，白馬，立山の両地帯を生かすのは，黒部渓谷の原始味の御蔭であり，魔の谷として，人跡を遠ざければ，遠ざける程，此の両山脈は，その雄大深邃さを増す事になるわけです」として，黒部渓谷の意義を強調した。

そして彼は，「黒部渓谷を永遠に原始状態のままに，保護保存し，此処に加はらんとする一切の風景破壊行為を制限する事は，縦には子々孫々の為に横に同胞人類の利益と享楽との為には，我々のなさねばならぬ責務であろう」とのべた。

柳下は，さらに具体的な問題の対策として，すでに完成した第一期計画の最下流にある柳河原第一発電所，昭和７年完成予定の猫又の第二発電所については，「現在となっては，承認せざるを得ない」と認めつつも，二つの対策を提起した。第１に，「第二期発電計画に対し，風致上の立場より，……隧道，並びに，その他の工事により，生ずる土砂の棄場に注意せられたき事（具体的に申せば，軌道トンネルにて，見えざる個所を選定する事），一切の建造物は風景に調和を旨とする事。不要なる樹木は，出来得る限り伐採せざる事。工事完成後は不要地は，速かに適当なる植樹を行う事等の付帯条件によって承認する外はない」と指摘する。

しかし第２に，「祖母谷出会より上流，平の小屋に至る迄の所謂黒部の神秘境」の破壊をもたらす昭和10年完成の第三計画，その後の第四計画については，「計画の放棄」を要求している。柳下の反対論は，かなりラジカルな自然，風景保護論であったと指摘できる。

国立公園協会は，とくに黒部問題について力を入れて対応した。昭和４年10月頃，田村剛は農林省の委嘱，三好学は富山県の委嘱によって黒部渓谷の調査をおこなった(17)。

それに先立ち，国立公園協会のイニシアティブで「風景の研究，調査，開発，宣伝」を目的とする「帝国風景院」が組織され，この組織も調査に参加した(18)。

国立公園協会は，昭和４年11月18日に東京で「黒部風景問題協議会」を開催し，冠松次郎，脇水鐵五郎，柳下鋼造，田村剛などの講演会の後，関係各方面から人を集め，討論，協議した。国立公園協会は，「第三期及第四期計画については水利使用の許可取消方を其の筋に建議する方針に決し，本会と同一目的の団体と協力提携して如上の目的貫徹に邁進することになった。」

ちなみに関係者の出席者は，「内務省衛生局長赤木朝治，土木局河川課長代理近藤欣一，農林省林業課長武井鈴男，公私林業課長村上富太郎，農林技師吉田文一郎，文部省宗教局保存課長代理七戸吉三，逓信省電気局水

力課長野口寅之助，史蹟名勝天然記念物保存協会矢吹活禅，大日本山林協会富田重治，千代田通信社堀江増次郎，山林新報社北野庄吉らの各氏」[19]であった。おもに関係課長クラスの下級官僚であるが，実に多方面から関係者を集め，協会の考えと立場を説明し，同意をえる努力を試みていることがわかる。

この集会の決定にもとづき協会は，昭和4年12月19日付けで，「黒部渓谷勝景保護に関する建議」を内務，文部，農林，逓信の各大臣，富山県知事，大阪営林局長宛てに提出した。

建議書は以下のとおり。

「富山県下黒部渓谷は本邦唯一の原始的高山型渓谷にして近く実現を見んとする立山国立公園計画上最も重要なる地域に属し，殊に猿飛峡に其の上流一帯に於ける原始的地貌風致に至りては世界に其の比なく国家的には勿論進んで国際的見地より之が厳存を念願する所なり。然るに近時同渓谷に於ける日本電力株式会社の経営に係る発電事業の進捗に伴い右地貌風致の破壊荒廃を招来するの虞目睫の間に相迫るもの有之候に付き委曲は別紙理由御参照の上同会社に対し其の事業計画を撤回せしむるか，然らざれば当局は其の許可を取消さるる等速かに之が勝景保護に関し萬全の措置を講ぜられ度ここに当協会主催の下に開催せる黒部風景問題協議会における大多数の賛同を得此段及建議候也

昭和4年12月19日

国立公園協会々長　侯爵細川護立　」

内務大臣，文部大臣，農林大臣，逓信大臣，富山県知事，大阪営林局長宛各通　」[20]。

そして別紙に反対「理由」を延々述べているがその要点をあげれば，

「第一に豪宕成る峡谷の構造と，第二に急湍激流をなす豊富なる水と，而して第三に厳密に原始的なる地貌並に之を薮ふ森林と」，「その一つを欠くと雖も此の世界的奇勝の価値を損する」のであり，日本電力による発電計画は，それらを破壊するのであり，「絶対に許容し難きもの」である。

また内務次官は，富山県知事宛に「近時同渓谷に於ける水力発電事業の進捗に伴ひ地貌風致の荒廃を招来する虞可有之候に就ては将来本渓谷上流における勝景保護に関しては深甚なる考慮を払はれ適当措置相成候様致度」と要望した(21)。

これで国立公園協会の黒部渓谷保護の姿勢が明確になると同時に，内務省のスタンスも理解することができる。

他方，そうした反対運動の高まりの中で，昭和４年12月，地元では，電源開発工事の促進を訴える動きが生まれた。この運動は，奥田氏が紹介しているように，「峡谷の風致保全をとなえていた町村長達は寺島権蔵，森丘正唯，米沢元健らのリードものもとで，今度は工事促進の陳情をおこなった。」「この陳情書には二六名の町村長のほか，内山村二六一名をはじめ黒部川流域住民多数の署名が集められていた。」(22)

ちなみにこの工事促進のための「請願書」の趣旨は，すでに吉沢庄作によって主張されたものと同じであるが，地元民の電源開発，観光開発，自然，景観の破壊との関係を率直に表明した文書として貴重な証言であるので，全文を引用しておきたい。

「　陳情書

最近黒部川沿岸二十六ケ町村長ニテナル保全会々員連署ニヨリ，黒部峡谷風致保全方ニ付キ陳情書ヲソレゾレ関係各庁へ提出相成候ニ就而ハ，ソノ内容即チ，日電工事施工ニ伴フ黒部峡谷美破壊云々ノ條章ニ対シ茲ニ実社会的観点ヨリ考察研究ヲ試ミルハ黒部ノ景勝ヲ背景トシソレニ関連シテ生活スル者ハ勿論，日電工事ト直接間接甚大ナル経済関係ヲ有スル我々ニ課セラレタル重大任務ナリト愚考仕候。扨テコノ問題ノ重点タル渓谷美価値ト日電工事ノ，相対的関係に基キ先ツ工事前ト工事後ニ於ケル峡谷美実体価値ノ比較，更ニ其ノ景色ヲ賞観スル難易，即チ探勝ノ為メコレ程ノ交通ノ便ヲ国家社会ガ財政ヲシボリ積極的ニ果シテ開設ナシ得ルヤ否ヤ，併セテ近年多数来遊名士諸賢ノ意見等加味綜合シ以テ，我々ノ研究結論シ茲ニ開陳申上候。日電黒部工事ヲ部分的ニ凝視センカ或ル箇所ニ於テ景勝ヲ

損傷シ，或ル箇所ニハ却ツテ新風致添増ナスアリ，進ンデコレヲ総括的ニ瞥見スレハ勿論峡谷元形変化ニヨリ原始自然美ノ減却サレタルハ，事実ナルモ之ヲ工事前即チ交通難カリシ昔日僅カナル特殊少数者ニヨリ観賞サレタル黒部景勝総価値ト今ヤ老若男女ノ多数ガ容易ニ僅少ナル費用ト短時間ヲ以テ，ヨク之ヲ観賞シ得ル総価値トハソモソモ同日ノ論デナク，況ンヤ如何ニ天下ノ絶景地トシテノ価値モ交通ノ開発ナクンバ，社会一般ノ探勝ニハ役立タズ単ニ一部特殊人ノ対象トナリ，将来国立公園候補地ニモ擬セラル，黒部ヲシテ，全ク死蔵物的存在状態ニ放置セシメル点等ヲ想到センカ其ノ相対的価値実現ノ為ニハ交通施設ノ依テ如何ニ至大ナル役割ヲ演ズルカヲ痛感致候，扨テ翻ツテ保全会提出ニカカル該陳情書ニ付キ最近世間相伝エテ一種ノ工事阻止運動ナルカノ如ク風説サレツツアリ。

茲ニ於テコノ風致ト工事ノ密接ナル関係ヲ知レバ知ル程シカモ工事ノ何ニヨリ直接生活情熱ニ動揺ヲ来ス我々トシテ漫然黙視スル能ハズ，蒼惶急遽，陳情関係町村長ニソノ真意ヲ問ヒタダセルニ決シテ工事阻止ノ運動ニアラズ要ハ工事施行ニ当リ日電ガ黒部ノ景勝価値侵害ヲ可及的僅少ナラシムト共ニ進ンデ自然美トノ調和ノ為メニ別段ノ附帯考察ヲ実施セシムルヨウ注意監督アリタシトノ陳情ニシテ，寧ロ多少ソノ元形変化ヲ認メ之ヲ補フベク義性ヲ払ヒ一日モ速カニ工事着手方ヲ希望スルモノナリトノ事ニ，我々モ大イニ満足ト同感ヲ以テ，ソノ際少カラズ敬意ヲ表シタル者ニ有之候。然ルニソノ後ニ於テ工事実施ノ声ヲ聞カザルノモ寧ロソノ陳情書ノ為メカ，益々工事阻止ノ空気ヲ濃厚化シツツアル如ク見受ケラレ，特ニ保全会員ハ地方有力ナル町村長ナルガ故関係官庁当局ニ於カレテモ，権威アル地方民衆ノ与論ノ如ク直解サレ，アク迄極端ナル景勝ノ保全即チ元形維持ノ意見ヲ把持サルルナラバ日電ト云ヘドモ，一営利会社トシテ打算上或ハ工事中止ノヤムナキニ至ルコトハ自明ノ理ナリト奉存候。

若シソレ工事中止ノコトナカランカ，直接間接日電ノ工事ニヨリ衣食スル者ノ直チニ生活難ニ陥ルハ論ヲ俟タス，此ノ日電ノ工事ヲ実施スルトセザルトニヨル地方経済界ニ及ボス影響ノ如何ニ甚大ナルカハ今更茲ニ蛇足

的説明ノ必要ナク十分御承知ノ御事ト存候。幸ヒ保全会陳情ノ真意ハ必ズシモ元形保存ト云フ極論的ノモノニ無之候当黒部ニ日電カ第二期工事実施ノ際ハ可能ナ限度ニ於テ峡谷美元形ヲ尊重セシメ止ムヲ得サルル破損，若クハ変形ニ対シテハ特別ノ考察ニヨル補助的施設ヲ加ヘ以テ人工ト自然ノ調和策ヲ講セシメコノ際一日モ速カニ工事着手相成様ソレガ実施認可ニ関シ何卒格別ノ御高慮ヲ賜リ度，茲ニ当地関係町村民別冊ノ通リ連署シテ此段陳情候也。

昭和四年十二月

発起

富山県下新川郡友会

富山県宇奈月商工会

富山県知事　山中恒三殿

会長　藤田與次

顧問　寺島権蔵

代表　森丘正唯

米沢元健

米沢元貞

谷欽太郎

黒部保勝会幹事　吉沢庄作

下新川郡内山村長　水野公正　」[23]

この請願書に「連署」として内山村村長他271名，愛本村村長他150名，下立村村長他111名，裏山村村長他201名，荻生村村長他133名，三日市町長他127名，前沢村村長他171名，生地町町長他245名，その他小村の多数の署名が附加されていた。黒部川扇状地域の主要村だけでも，1,500人以上の全戸主（住民）が署名しており，運動の広がりを示している。

請願の要点は，1．電源開発を総合的に観察すれば，原始的自然美の一部が「減却」したことは事実であるが，一部には新しい風景が出現し，工事よって交通難が解消され，ごく一部の鑑賞者から大衆の鑑賞者を生み出

しており，黒部の価値が実現されている。

2. かつての請願は，「工事阻止運動」のように風説されているが，それは我々の真意ではなく，日電による景勝の侵害を僅少にし，開発と自然美とを「調和」させるとめの陳情であり，むしろ多少の自然，風景の変更を認め，工事の促進を願うものであった。

3. その後，工事の進展がないのは，陳情のためと思われるが，極端な景勝保全，原形不変の立場は，日電による工事中止を導くおそれがある。もし工事中止の事態になれば，それらの工事に依存して生活している者に重大な生活難をもたらし，ひいては地方経済に悪影響を与える。

4. 我々の陳情の真意は，極論を排し，第二期工事に際して可能な限り「峡谷美元形ヲ尊重」し，止むをえない破損，変形については特別の配慮をなし，「人工ト自然ノ調和」を計り，工事の実施許可を与え，工事着手を陳情する。

ここには，電源開発による景観破壊には批判的だが，電源開発にともなう鉄道の敷設が観光手段となり，開発工事に働く住民もあることから，開発にともなう自然，風景の破壊もある程度止むをえないとし，工事中止に反対し工事再開を要望する地元住民の心情がよく示されている。

地域住民の要求は，小さな地域のエゴイズムであるが，それが近代的産業，有力企業の大きな利害と一致する時，大きな力となる。日本電力にとっては，大きな援軍が現れたに等しい。

日本電力の開発に同調する地元の勢力は，果たして実態的にどの程度であったのか，大いに興味ある問題だが，今となっては解明のしようもないが，電源開発の開始以来，黒部保勝会，黒部峡谷保全会，富山県史蹟名勝天然記念物調査委員会に結集していた自然・風景保護派の人々も存在したことは明らかである。

さて黒部渓谷の開発反対論議にもどせば，田村は，昭和5年1月の『国立公園』に論文「黒部渓谷の風景」[24]をのせ，先の主張をより詳しく展開した。そして同時に，昭和4年末に田村らの黒部渓谷の開発反対にたいす

る地元の反論が『大阪毎日新聞』に掲載されると，田村は，『東京日々新聞』で反論を加え，前掲の『国立公園』に両論を転載し，黒部風景問題協議会で決議した「黒部渓谷勝景保護に関する建議」も掲載した。雑誌は，あたかも黒部渓谷問題特集のようであった。

田村は，「黒部渓谷の風景」で，黒部渓谷の学術的，風景的，観光資源的価値を強調しつつ，柳下と同じく第三期，第四期の計画の「撤回」をもとめ，かつ「往々にして電気水力と風景との協調を唱えるものもあるが，黒部渓谷の如き風景の原始性を生命とするものに於いてはその協調の妙案は見出せない」と強調した。

そして「日本電力会社の計画に係る猿飛上流の権利を放棄せしむる場合は，その代償として現在県が権利を獲得したるまま全然手を染めざる本流宇奈月下流の分並びに支流黒薙水路の二箇所の権利を会社に譲らるるは一案である」と付け加えている。柳下におとらず田村は，第三，第四発電所の建設に反対を表明し，代替案として別の箇所での発電所建設を提案して，強硬な姿勢を示した。

地元の登山家で山岳研究者であり，富山県史蹟名勝天然記念物調査委員でもあった黒部保勝会幹事吉沢庄作は，「黒部峡谷の勝景と水電工事問題」と題し田村らの反対論に反論した(25)。

吉沢は，すでに「請願書」でみたような，地元の建設促進の意向を代表して黒部渓谷の観光的な発展を願い，観光開発を電源開発と平行しておこなっていた電力会社に協力する姿勢を示した。

吉沢の主張は，黒部奥地の開発は「民衆的探勝」の見地から必要であり，交通や宿泊施設の建設のためには，電気事業工事のために開発された安全な交通手段が有益であり，すでにおこなわれた工事によって現出した湖水，堰堤は「黒部の新景勝として，又世に誇るに足る」ものである。だから「黒部を開発するためには，黒部自身の水力によらしむるという事は景勝保存の上に遺憾とはするも，黒部の開発には多少の苦痛を忍ばなければならない」と強調した。ここには，地元の利益を優先し，大企業に妥協

し，景勝地を開発する場合の典型的な開発容認の論理が主張されている。

吉沢の意見にたいして田村は，「黒部渓谷と水電工事問題」という論文で彼の意見に反論した(26)。田村の反論は，第1に，自分は水電工事全体に反対しているのではなく，必要な開発には黙過してきているが，「特に重大にして国立公園候補中にも，その原始的風景を生命とするが如き風景地―日本国中において僅に数ヶ所を出ぬほどに厳選せられた世界的国寶にひとしい大風景―に対して水電工事の計画せられたる場合にのみ，頗る謙遜に風景の絶対的保存を主張している」という見解である。

第2に，しかるに日本電力会社の水電工事は，「黒部の中枢たる『下廊下』を含みて，全峡谷にわたって，水流を涸渇せしめるのであって，全く黒部の魂を奪い腐肉残骸たらしむる。かくして水電工事と風景保存とは絶対に調和し協調しうる途はない」と主張する。加えて吉沢の主張するごとく「ダムによる貯水池」は「天然によって造られた上高地大正池のように麗しいものではない」し，「貯水池の一方を限る醜悪なる堰堤をいかんともし難い」と主張する。

第3に，吉沢は，水電工事による「専用軌道」は，「黒部探勝の便を大いに開いた」，将来の国立公園にとっても電力会社の運搬機関に依存しなければならないのだから，開発に反対すべきではないといっているが，国立公園が電力会社の運搬機関に依存することはありえないと批判する。「吾々も又，同様に電車が奥深く神秘の渓谷を犯すことを希望していない」とのべ，これ以上の開発に反対する。「本渓谷に対して吾人が望んでいる程度の利用は今日のままで十分に果される」と言い切っている。

さらに田村は，この計画が実現したあかつきには，「将来具眼の探勝者がこの渓谷を通過する度にどんなに会社の心なき計画を憎み，且つ之を許可したる当局を恨み，更にその時代を呪うことであろう。又吉沢氏の言う如く，多数の外客をここに迎えるならば，どんなに日本人の風景に無理解なるを嘲笑し，資本家の暴挙を痛嘆することであろうか。」と付け加えた。

田村の反対論は，国立公園による大風景の保存を力説しており，時代を

超えてわれわれの心をうつ。

黒部渓谷をこよなく愛した冠松次郎も，昭和５年11月の『山岳』誌で，「日本に二つとない雄大な風景を汚損して迄も，水力電気の施設をしなければならぬ程の必要が何処にあるのか」，「黒部は変わった。それは下流の小黒部谷落合口から下に於て甚だしく，黒薙川の落口を中心として殊に甚だしい。時代はこの峡谷の安逸を許さない。人の営力は荘厳無比の自然殿堂を破壊して迄も，自分達の欲望を遂げんといそしむ。」と日本電力を批判し，「国宝ですら原始のままに保存することが容易でない我が国の現状を見て私は竊に悲しむものである。」と嘆いた(27)。

さらに昭和３年から史蹟名勝天然記念物の所管を引き受けた文部省も，こうした電源開発による黒部峡谷の脅威に際し，昭和５年８月に竹中要，鏑木外岐雄の学者を動員して，黒部峡谷の調査をおこない，昭和９年に調査報告書を公表し，黒部の自然保護運動を支援した(28)。

竹中要は，「黒部立山地方の植生」の報告書の中で「幸に黒部峡に於ては今尚環境に適応して諸種の生態型を呈する原始林の能く保存せられるるものありて，其處にはよく地の理と調和せる森林美を展開す。これ吾人をして快哉を號ばしめ，保存の要を訴へしむる所以なり。」と黒部峡谷の保存を強調した。

鏑木外岐雄は，「黒部立山地方の動物相」の報告書で，「黒部峡はその動物相に於ては兎も角景勝の地として，……永遠にこれが保存の途を講ずる必要があると思う。」と強調した。

文部省は，昭和５年11月４日に，宗教局長西山政猪名で，富山県知事山中恒三に対し「表記ニ関シ先ニ実地調査ノ結果別紙地図ノ黒線内ノ地域ヲ名勝及天然記念物トシテ指定致度見込ニ付テハ左記御取計相煩度尚右指定地域ニ対スル貴官ノ御意見承知致度」(29)と質した。

こうした文部省の強い要望を受けて，昭和５年11月に，山中恒三富山県知事は，富山県史蹟名勝天然記念物調査委員会に，黒部渓谷の指定を問う諮問をおこない，更に県学務部長に関係局課に指定の是非についての意見

をださせ，「脇水鐵五郎氏，鏑木外岐雄氏，三好学氏，本多正五氏，木島圭三氏，国府種徳氏，舟木英男氏等」に委嘱して，「実地査踏ヲ為」した(30)。

まず県庁内部の意見聴取については，富山県電気局長が学務部長に「黒部峡谷指定ニ関スル件」として意見を提出した。その内容は，以下の通りである。

黒部地区は「既ニ水利使用ノ許可ヲ得実施設計ヲ了シ目下之レガ工事実施認可申請中」であり，「従来特殊ノ山岳家ニヨリ僅カニ其ノ一小部分ヲ探勝セラレタル未踏ノ地モ水電其他事業ノ発達ニ伴ヒ開拓利用セラレ一般人士ノ探勝ヲ容易ナラシメ国民保健上多大ノ効果ヲ齎スニモ拘ラス水電事業ノ進展ニヨル道路ノ開鑿等ハ自然風致ノ破壊云々ト異説ヲ称フルモノ有之之レカ為事業ノ進捗ヲ抑圧スルカ如キコトアリテハ国富開発上甚大ノ影響ヲ及ホスモノニ付本指定ニ対シテモ此ノ種事業ノ進捗ニ阻害ヲ来ササル様指定方御取計相成度此段及回報候也」(31)。

早くから電源開発に取り組んできた県電気局としては，中央官庁から派遣される県知事と違って，地元の経済を真剣に考える地方官僚の立場上，自然，風景の保全より電源開発の方が明らかに重要であると思えるのはけだし当然であろう。県土木課長もこの問題に対し同じ意見をのべている。

そうした論議が戦わされていた直後，昭和６年４月に国立公園法が成立し，黒部渓谷は日本アルプス国立公園の有力候補地として浮かびあがった。

電気局長，土木課長の指定反対論にも拘わらず，昭和６年11月13日に提出された富山県史蹟名勝天然記念物調査会の鈴木敬一県知事に対する「答申」は，同会会長で江邊清人（実は富山県学務部長）の名で，指定を支持する提案であった(32)。

調査会の「答申」は，長文のものであるが，その要点を指摘すれば，

1.「名勝地域」としては「黒部川本流中黒薙川合流点ヨリ上流，……神仙峡ニ至ル幽深奇勝ヲ以テ名アル一帯ノ地域約九里ノ……区域ヲ指定スル

ヲ適当ト認ム」。

2.「天然記念物」としては，上記の名勝地域全体を指定するのは適当ではないが，「十字峡ノ地貌一帯猟子（ネズコ，黒部杉のこと―引用者）原始林ハ天然記念物トシテ指定」し，他の生物，地形，地質については今後の調査の課題とするのが「妥当」である。

3.「別紙」に記された日電の発電許可済の地域については，原則的には，「現状破損ハ国家資源開発上萬止ムヲ得ズトスルモ」，当事者は，名勝並びに天然記念物保存の趣旨をよく理解して，工事を進めなければならない。

4. 実施認可のされていない地域については，今後の認可に際して，15項目の条件を付して認可すべきであること。その主要な条件は，開発に際しては，①一般に風景，風致の保護に努めること。②一定の個所は地貌を変更しないこと。③特に第三発電所の開発に関わる「十字峡ノ地形」は，イ．道路，鉄道による「剣川ノ架橋ヲ認」る以外の「変更」を認めない。ロ．十字峡に認められた発電所の位置は，風致に支障なき十字峡下流に「移転」させること。ハ．毎年7月より9月に至る昼間の3ヶ月間は第三，第四発電所で各百個以上の水を放流すること。などなど。

江邊学務部長は，この答申をもって，文部省にいき，経過の報告をおこなったと記録されている(33)。

この段階では，県学務部長江邊清人らの富山県史蹟名勝天然記念物調査会は，黒部渓谷の保護を積極的に提言し，実際に保護に努めていたことがわかる。しかし富山県庁内部にも電源開発派は存在していたし，もとより日本電力の開発計画，その立場に同調する勢力が存在したことも事実であった。

開発の許認可権をもつ富山県と逓信省，内務省，文部省，そして日本電力と開発計画の認可をめぐる複雑な交渉は，結局，開発と自然，風景の保護との調和を主張することによって，開発を容認し，せいぜい開発に一定の制約を施し，自然，風景の保護を主張するという極めて折衷的，妥協的

なものとなった。

昭和5，6年の段階では，建設工事の争点となった第二期計画による黒部渓谷の心臓部たる猿飛一帯の水没，あるいは景観の破壊の可否は，交渉によって一部の計画変更をともなった。改めてその要点を指摘すれば，

第二発電所建設計画では，当初昭和2年の開発認可では，堰堤の建設地は，欅平の直下の小黒部川と黒部川の合流地点であり，堰堤の高さは50尺であった。反対運動に遭遇して，昭和5年8月には，日本電力と県当局は，堰堤の場所を約1キロ下流に設置する計画変更をおこない，猿飛一帯の水没を回避しようとした。その代わり50尺の堰堤を162尺に拡大した。

さらに執拗な反対を回避するため，昭和6年2月に，ダムの水路を右岸から左岸に移し，1キロ下流に移転した堰堤の高さを当初案の162尺から20尺低くし，猿飛一帯の水没が避けられると主張した。さらに渓谷の美観を維持するために，夏場に一定の水量を放流することも決定された(34)。

明らかに昭和5，6年の段階では，電源開発反対運動は，第二発電所の建設では，建設拒否を貫けなかったが，計画変更を実現し，猿飛一帯の水没を回避し，景観の全面的な悪化をある程度防ぐことができたと指摘できる。しかし後にみるように，第三期以降の計画を中止させることはできなかった。

さて昭和6年に国立公園法が制定され，黒部渓谷は日本アルプス国立公園候補地に組み込まれ，一応，開発に制約が加えられることになった。またさきにみたような富山県史蹟名勝天然記念物調査会の開発規制を提言する「答申」が出された。これにたいし日本電力は，昭和6年12月に「一国産業の根本資源が単に一局部の自然保存風致関係のみの為めに著るしき影響を被ることは……我産業界に於ける黒部川の地位に考えを致すときは，真に痛惜の念に堪えへない」と，開発規制に反対を表明した(35)。

しかし第二発電所は，昭和初期の不況のあおりを受け，電力供給過剰もあって，計画どおりにはすすまなかった。建設計画は，昭和6年11月に中断し，黒部建設事務所は閉鎖された。

ところが昭和6年に満州事変が勃発し，軍事景気によって日本経済が活発化してくると，昭和8年6月に黒部川第二発電所の建設事業は，事務所も再開されて，「答申」の方向に沿って計画が変更され，再び工事を開始し，大雪や絶壁などの厳しい自然条件と戦いながら，工事は難航し，昭和11年に完成した(36)。

その間，国立公園協会，史蹟名勝天然記念物保存協会などは，電力を管理する逓信省，土地を管理していた農林省，国立公園を所管する内務省，天然記念物保存等を所管する文部省，観光を所管する運輸省等官僚内部の確執が展開された。

とくに国立公園調査会，とくに候補地を選定する特別委員会の中で，田村らは，黒部渓谷を日本アルプス国立公園に早く指定して，電源開発に制約を加えようと努力したが，委員会の開発容認派の抵抗もあり，なかなか指定がすすまなかった。

国立公園の指定を審議した昭和7年3月10日の第5回特別委員会では，黒部の第三期水力発電開発計画と自然，風景保護の問題が争点となっていた。

逓信省の電気局は，黒部の電源開発については，日本電力の開発方針を支持し，開発をすすめるように主張していたが，これに対し田村剛は，従来どおり「発電計画ハ黒部峡谷ノ風景ヲ根本的ニ破壊セントスルモノ」とし「発電計画ノ中第一期第二期ハ黒部ノ入口デスカラ風景上多少ノ犠牲ヲ払フコトハ忍ビ得マスガソレヨリ上流デハ発電事業ト風景トハ到底両立シ得ナイ」と自説を主張した。

開発容認派の正木直彦は，「国立公園ト経済事業」の「共存共栄」を説き，自然保護に理解のある貴族院議員の子爵岡部長景は，自然保護と開発の対立を認めたうえで，国立公園を「風景ニ余リ差支ナイ所デハ余程寛大ニ産業ト両立セラレルノガヨイ」との折衷的意見をのべた。

また特別委員長で自然保護に熱心な藤村義朗は，私見と断りをいれながら，「国立公園ト産業トハ協調シ得ル」と両者の協調を主張しつつ，「イク

ラ水力ニ都合ガヨクテモソノタメニヨイ風景ガ水ノ下ニ埋メラレテシ了ッテハ困ル」[37]と，田村の意見を婉曲に支持した。

みられるとおり，田村の強硬な黒部の開発反対論が主張され，特別委員長藤村が，陰陽にそれを支持したため，また田村の開発反対への同調もあり，議論は平行してすすみ，問題は決着しなかった。

しかし地元の富山県では，すでに指摘したように，昭和８年国立公園協会富山県支部が設立されたが，富山県電気局の役人などの開発派が多数を占めた[38]。

そうした状況にあって，昭和９年３月に，国立公園協会，史蹟名勝天然記念物保存協会は，田村らの戦術と思われるが，国会に請願書を提出し，第二発電所の建設中止，あるいは計画により破壊される景勝地（猿飛地域）の保存を訴えた。

この請願書は，衆議院委員会によって取り上げられ，請願書仲介議員と政府委員間，議員委員間でかなり激しい論争が展開された。この論議は，従来まったく取り上げられなかったので，ここではやや詳しく論じておきたい[39]。

国会論議の要点は，当初，昭和８年に第二発電所の建設許可がおりて，建設工事が開始されるにいたった昭和９年初め，おそらく田村らが，内務省，国立公園協会関係の議員と文部省，史蹟名勝天然記念物保存協会関係の議員を動員して，第二発電所の建設中止をもとめる「黒部渓谷名勝擁護ニ関スル件」を請願した。

しかし３月16日の衆議院請願委員会で，請願書の紹介者，益谷秀次議員を中心に，逓信省の政府委員とそれに同調する議員との間で激しい論議が戦わされたが，工事中止をもとめる請願は，論議を延長して継続審議すべきとの動議にもかかわらず否決され，ついには，請願が不採択に付され，政府に「参考送付」するという処置にとどめられた。

ところが新たに３月23日に「黒部渓谷保勝ノ件」という請願書が提出されて，委員会で論議された。この請願の趣旨は，猿飛一帯を「史蹟名勝天

然記念物保存法」によって地域指定せよというものであったが，これは採択された。

それにもかかわらず同日に「黒部渓谷擁護ニ関スル件」の請願書が提出され，再び委員会で論議が蒸し返された。この請願の趣旨は，第二発電所建設計画の中止ではなく，変更をもとめるものであったが，再び採択は拒否され，「参考送付」に決定された。

以上のように委員会での論議は，三つの請願書について論議されるという異例の執拗さであったが，その内容は，国立公園内の自然，風景が，産業的開発，とくに水力発電所建設の政策と衝突する時に，どのような論拠，論理で主張されたかを明らかにしている興味深いものであった。

やや煩雑と思われるが，論議を詳しく紹介しておきたい。いま請願書そのものをみることができないが，昭和９年３月16日の委員会で，請願紹介者の益谷秀次議員は，請願書の趣旨をつぎのように説明した。

「黒部ニ施行セラレントシテ居リマス日本電力株式会社第二期発電工事ハ，畏クモ曩ニ故久迩宮殿下，梨本宮殿下ノ黒部御探勝ノ砌リ御命名遊バサレタ錦繍關及景雲峡ノ原始的自然美ヲ根底ヨリ破壊スルモノト思フノデアリマス，更ニ国立公園ノ候補地トシテ選バレテ居リマス所ノ幽境タル特色ヲ失ヒ，国立公園編入ノ意義ヲ喪失スルニ至ルト考ヘルノデアリマス，仍テ黒部ノ保勝ヲ貫徹スル為ニ，此第二期工事ノ施行ヲ中止セラレンコトヲ希フ趣旨デアリマス」。

この提案に対し岡田伊太郎議員から工事の進捗状況の説明が求められ，清水順治逓信省電気局長から，詳しく説明がなされた。その要点は，第二期工事は，昨年10月に工事施行の許可が与えられて，工事が開始されている。工事の概要は，「小屋平」から取水して，下流の「猫又谷」に放水する，使用水量1500立方尺，取水口の「堰堤」は河底から142尺ということである。

そして清水電気局長は，この計画に対する基本的な姿勢をつぎのように示した。

第１に，黒部渓谷は我が国有数の景勝地であるが，「豊富ナ水力」を保持しているため「水力発電事業」のための「重要ナル地域」であるので，「天然美ノ保存，風致ノ維持」は大切だが，資源不足の我が国においては，水力は「唯一ノ恵マレタル資源」であるから，開発は避けられない。とくに黒部の場合は，関西，関東の電力に資することが大きく，他に変えがたい地域である。

第２に，黒部に電源開発を許可するに際しては，「天然美ノ保存ト，水力発電事業ノ調和」に慎重に「考慮」した。すなわち，第二発電所の建設許可に際しては，「猿飛其ノ他ノ名勝」が水没しないように配慮して，堰堤の設置位置を当初計画地点から「十町餘モ下流」に移し，堰堤の貯水水位を当初計画162尺から「二十尺」下げた。さらに富山県知事の要請で「風致保存，観賞上必要ナル程度ノ水」を放流するようになっている。

したがって猿飛峡が水没するようなことは「絶対ニナイ」。

第３に，工事計画は，国立公園候補地内にあるので，内務省の許可をえている。

この説明に対し，益谷議員は，文部省が「史蹟名勝天然記念物保存法」によって黒部渓谷を名勝地に指定しても「異議」はないか，堰堤の高さは「百三十三尺」と聞いているが，如何と質問した。

電気局長は，これに対し，史蹟名勝地の指定については，今後文部省と「協議」していく，堰堤の高さは，142尺であると答えた。

さらに文部省とよく協議をしたのかとの斎藤直橘議員の質問に，電気局長は，史蹟名勝は文部省の所管であるが，地方庁において事務を取り扱っているので，富山県の史蹟名勝天然記念物調査委員会も考慮していると思うが，文部省と直接交渉はしていない，と答えた。

さてこの論議の論点は，請願書が，第二発電所計画が，黒部の景勝地を破壊するので工事を中止せよ，と主張しているのに対して，逓信省は，当初計画を幾分か計画変更し，景観と開発の調和に努めたので景観破壊の危険はない，と主張したことである。

こうした論争に対して，開発賛成派の岡田議員は，65,000KWもの電力供給は，国家経済から見れば重大事であり，「多少不便或ハ好クナイ影響ヲ受ケ」ようとも，「忍ンデ此事業ヲナサシメナケレバナラヌト考ヘル」と逓信省の方針を支持し，「此請願ハ天然ノ美ヲ損シタクナイト云フ趣旨デ大学ノ先生ガ請願シテ居ル」ものであり，また「今工事半バデアリマシセウカラ，到底此請願ニ基イテ，絶対ニ中止セシメルト云フコトハ事実ニ於テ行ヒ得ナイ」，「此請願ハ採択スベキモノニ非ラズ」，「政府ニ参考トシテ……送付スル」ことを提案した。

これに対して，斎藤議員からは論議が不十分であり，文部省と逓信省の意見の違いもあるようなので，審議を延長するように動議が出され，中村議員からも同じ意見がだされた。

しかし結局，電源開発計画の「絶対ニ禁止」という請願は，議論の余地がないとして，委員会の委員長は，請願書を採択せず「参考送付」ということに決した。

委員会の論議は，それで終わらなかった。3月23日の委員会で，「黒部渓谷保勝ノ件」と云う請願書が再度提出された。

紹介議員は斎藤議員であったが，益谷秀次議員が提案説明にあたった。益谷は，請願の「趣旨ハ……，黒部渓谷中ノ景雲峡，錦繍関，猿飛一帯ハ御承知ノ通リ天下ノ絶景デアルノデアリマス，近時此絶景ガ高堰堤ニ依ッテ脅カサレントシツツアルト云フコトヲ憂ヘマシテ，速ニ政府ニ於カレマシテハ史蹟名勝天然記念物保存法ニ依ッテ区域ヲ定メテ指定セラレンコトヲ望ム」ことであると説明した。

この提案は，議論なしに「採択」された。請願は，第二発電所のダム堰建設の周辺であった黒部渓谷の猿飛一帯を史蹟名勝天然記念物保存法による名勝地指定を政府に迫るものであったが，指定そのものが不確定であり，したがって請願が堰堤計画を否認したことにならなかったので，委員会はこの請願を採択したのである。

さらに同日，「黒部渓谷擁護ニ関スル件」という請願書が提出された。

紹介者は斎藤議員であったが，再び益谷議員が説明にたった。益谷は，「前回同ジ題目ノ請願ガアッタノデアリマス，ソレハ第二期工事ヲ根本ヨリ中止ヲ求ムル請願デアッタガ，今回ノハソレト異ッテ居ッテ，未ダ工事ニ着手セラレナイノデアリマスルカラ，黒部渓谷中ノ最モ枢要ナル天下ノ絶景デアル猿飛ガ只今ノ設計デハ埋没サルルト云フ疑ヲ以テ心配致シテ居ルノデアリマス」，よって猿飛一帯を擁護せよというものであった。

明らかに請願の内容は，発電所堰堤建設計画を中止せよという請願から中止要求が消えて，猿飛の景観を守れという間接的要求に変わった。

今回の請願の要点は，具体的には162尺に変更した堰堤の高さは，「黒部渓谷一帯ノ原始的自然美ヲ根柢ヨリ破壊スルノミナラズ国立公園候補地トシテ選ハレタル霊境タルノ意義ヲ喪ハシムル」ので昭和５年次の認可条件であった「五十尺」に「復奮」せよという点であった。

この請願に対して，政府委員の牧野良三逓信省政務次官は，前回の政府委員清水電気局長の説明を敷衍し，開発に際しては自然，風景の保護は尊重されているので心配はないと指摘し，昭和５年８月の計画の変更許可の後，さらに昭和６年２月に猿飛の景観埋没を防ぐため，水路を右岸から左岸へ，堰堤の位置を当初地点より10町下流へ，堰堤の高さも162尺を142尺に変更し，その他，「自然ノ風景ノ損ゼラレナイヨウニ十分慎重ナル条件ヲ付」けた，「内務省ト逓信省ガ苦心ヲ致シタ結果」であるので，請願提出者の理解を求めたいと答弁した。

しかし益谷議員は，この説明に満足せず，発電計画が，猿飛の埋没の恐れを主張し，再度十分なる調査を要求した。斎藤議員もまた，自分たちの調査では「猿飛ノ名勝ハ完全ニ没入」すると反論し，計画変更の後に十分なる調査がおこなわれていない，とくに史蹟名勝保存に関連して文部省と協議していない，と批判し，「更ニ逓信省トシテ調査」を実施し，「文部省ト慎重ニ相議」するように訴えた。

牧野政府委員は，問題の「地点ガ名勝，史蹟，乃至天然記念物トシテ指定地」とされているのであれば，「文部省ト十分協議」する必要があるが，

いまだに未指定なので協議は不要であり，すでに「富山県庁ノ詳細ナル調査ニ基ク復申」があり，重複することになり，「国立公園ニ関スル衛生局……保健課ノ重要ナル審議ヲ経テ」いるのでこれ以上協議は不要であるとして訴えを拒否した。

ともあれ，開発賛成派の議員から，請願を採択することは，計画の「変更命令ヲ出」すことを意味するので，採択すべきでなく，政府に参考送付するにとどめよとの提案をうけて，委員会の宮川委員長は，「参考送付」決定し，論争は終わった。

この論争では明らかに，益谷，斎藤らの議員は，文部省関係の史蹟名勝天然記念物保存協会派の議員であると思われるのであるが，ともあれこの論争から明らかなことは，富山県庁，富山県史蹟名勝天然記念物調査委員会が，計画を承認しているにもかかわらず，文部省がこの計画を承認するに至らず，最後の抵抗を試みていることである。

以上のように，国立公園行政の最高責任者であり，国立公園派のリーダー田村剛らに同調する議員たちの黒部渓谷保全の主張は，政府役人，それを支持する議員たちの開発の論理に，押さえ込まれ，敗北していく様子が見事に写しだされている。

こうした状況にあって，田村剛は，昭和９年６月に，『大阪毎日新聞』で，「日本電力は猿飛から上流二箇所即ち剣川附近と猿飛附近に各一ヶ所十万キロの発電所を新設すべく既得権があるが，内務省は逓信省と協議してこれら二地点の発電所新設には絶対に許可しないようにする方針です。」[40]と語り，第三，第四発電所の計画に絶対反対を表明し，国会での決着にもかかわらず，相変わらず昭和４，５年の反対姿勢を一貫して維持していた。

国立公園を所管する内務省衛生局は，第三期計画には反対の意向であることがわかる。昭和９年８月９日の第五次国立公園委員会総会においても，内務省衛生局長大島辰次郎は，「黒部峡谷に於きましては水力電気事業の問題がありますが之は本公園の核心に当り，然も本邦渓谷中特に傑出

して居りまして頗る貴重なる風景地でありますので，之を区域に入れまして，水力電気の問題につきましては慎重に研究することと致しました。」と説明し，第三期以降の計画の承認を保留した(41)。

彼の意見から，とにかく黒部渓谷を絶対に国立公園に編入して風景を保存するという立場が読み取れる。

ともかく，昭和９年12月に，白馬，上高地，立山，黒部は，正式に中部国立公園に指定され，法律的には規制力の弱い国立公園法だったが，一応これで開発規制の網がかけられることになった。

他方，昭和９年12月，日本電力は「一国産業の根本資源が単に一局部分の自然保存風致関係のみの為めに著しき影響を被ることは……我産業界に於ける黒部川の地位に考えを致す時は，真に痛惜の念に堪へないのであります。」と開発反対派の自然保護論を批判した(42)。

日本電力は，昭和10年４月に黒部渓谷の電源開発計画の変更を表明し，黒部の電源開発計画をすすめた。昭和11年３月に内務省内で国立公園事務打合せ会が開催された。富山県は，黒部渓谷の保護派の動きを批判し，内務省に釘をさした。

『国立公園』誌は，「産業と風景との調和は計り得るとは存じますが」「県内一部に策動家がありまして風景地保存の看板をかかげて事をなさんとするものもありまして，本省に於て陳情団等が来た時にもつともである等と云はれると県の立場を失うこともありますから此の問題は関係するところ大でありますから，充分地方長官の意見を聴取されたい。」と語ったと報じている(43)。

昭和11年に第二発電所の建設は計画どおりに完成した。第二発電所の大幅な計画変更を要求する田村らの反対運動は，十分な成果を生まなかったが，猿飛一帯の水没を回避し，工事による景観の大幅な破壊を制限するなど一定程度の変更を勝ち取ったことも事実である。

田村らは，第三発電所，第四発電所の建設に反対していた。当面第三発電所の計画は，どうなったのであろうか。

地元の富山県史蹟名勝天然記念物調査会，田村らの国立公園協会などの激しい反対運動の結果，逓信省と富山県は，日本電力に第三発電所の計画の変更をせまり，ようやく昭和11年に工事の許可を与えた。

その計画変更の要点は，すでに指摘したように，黒部渓谷自然美の心臓部である下の廊下，十字峡の水没を回避するために，堰堤の位置を十字峡から約30キロ下流の仙人谷に変更し，毎年６月１日から11月10日まで毎秒50立方尺から100立方尺の水量を渓流の美観を維持するため観光放流をおこなうことであった。使用水量の落差を1,324尺から935尺に縮小し，発電量は，10万6400キロワットから７万7500キロワットに縮小となった(44)。この大幅な計画変更も，運動の大きな成果であった。

工事は，戦時体制の電力管理法下に準強行され，昭和15年に完成し，昭和16年９月に最大８万1000キロの第三発電所となった。反対運動は，地元の強力な反対運動を伴っていたわけでもなく，中央にも大衆的な反対運動があったわけでもなかったので，軍事体制が強化され，発電力の増強が国策的にすすめられる過程で，第三発電所の建設を中止に追い込むことはできなかった。

確かに黒部峡谷の観光開発は，幸いなことに，黒部渓谷の厳しい自然条件のため，上高地の場合のように，観光用自動車道路の開設が不可能であったので，戦前には１日３便の工事用トロッコ電車の輸送力に依存しなければならなかった。それは輸送力が小さく，事実上，入山者数の規制機能を果たし，過剰利用を著しく抑制していた。

しかし黒部渓谷は，一連のダム建設による自然生態の変更，水流の枯渇による風景の破壊，ダムへの土砂堆積などが重要な問題となっている。戦後の1951年に冠松次郎は，黒部渓谷の景観に及ぼした発電所建設の影響について，つぎのように指摘している

「鐘釣から上流，欅平から仙人谷口の下手のアゾ原までの間は，既に水電の施設のため，その風景の殆ど全部が人の眼からかくされてしまった。国家経済のためとは云え，水力電気の風景に与える威力というものは実に

怖るべきものだ，と痛感した。……渓の水は涸れ，岩屑は狼藉として，岩石の色も樹林の姿も昔日の湿いを失ったこの渓間の風物は実に貧弱極まる。」[45]。

第二期計画の変更を強いることによって，自然，風景の破壊をある程度抑制することに成功しのは事実である。しかし第三発電所，第四発電所の建設は，田村らが執拗に反対したように，全面的に破棄させることが，望ましかったのである。

その敗北の原因を考えれば，東京から遠隔の地にあったことに加えて，国立公園協会，史蹟名勝天然記念物保存協会の反対にもかかわら，地元の反対運動が十和田湖や尾瀬の場合のように盛り上がらなかったことにあるのではなかろうか。またそのことは，国立公園協会や史蹟名勝天然記念物調査会の自然保護運動の限界を示すものであり，戦後にいたって第四発電所の大々的な開発計画を容認する体制となって現れた。

その黒四ダムの建設は，建設以前にさえ黒部渓谷の自然と風景に絶大な影響を与えることが予想された。冠は，さきの論文で，第四発電所の建設が風景に与える影響を予想して，つぎのように指摘した

「若し第四号の水電の工事が実現し，……御前谷の落口近くに120米の堰堤を築くとすれば，」「御山谷『平』を中心とした渓流の美，森林の美は全く形を変え，渓谷は活きた流れではなく，猪水池と涸堀の連続となり，少なくとも『平』から下流の黒部川の自然は原始的の風貌を失ってしまうだろう。」[46]。

戦後の経済成長主義にかられた電源開発はすさまじいものがあり，しかも観光開発の美名のもとに，黒四ダムは建設されていった。これによる自然破壊の問題は，戦後の国立公園問題の課題である。

以上のように黒部渓谷における電源開発と自然，風景の保護との確執は，これまでにみられなかったような激しさと長期的な闘争をともなっていた。

とくに，地元では必ずしも激しい大衆的な運動はみられなかったとはい

え，黒部渓谷に理解のある歴代の富山県知事をはじめ，富山県史蹟名勝天然記念物調査会を所管する県学務部，調査委員会の会員などの地道な活躍が認められる。

また中央では，内務省の衛生局幹部，田村を先頭とする保健課国立公園担当官，さらに後半は文部省の所管になる史蹟名勝天然記念物調査会，日本庭園協会などの黒部渓谷保護の運動は，高く評価されなければならない。

しかし他の地域の保護運動と比べて，残念ながら黒部渓谷の場合，大衆的な運動の面が非常に弱かったと指摘しなければならない。ちなみに十和田湖の場合は，十和田湖畔の住民，さらに青森，秋田の両県の一般住民の運動への参加がみられた。

黒部渓谷の場合は，大正13年末の段階では，黒部川流域住民の黒部渓谷保護の運動がみられたものの，その後は，明確な保護運動の展開はみられなかった。むしろ，日本電力の開発を支援する方向さえみせるにいたった。

したがって黒部渓谷の保護運動は，もっぱら国立公園協会とその周辺官庁の官僚，団体，学者，文化人などによっておこなわれたといわざるをえない。しかし私は，大衆運動だけが歴史をつくるというような単純な民衆史観をとらない。黒部渓谷の保護は，明らかに自然保護に理解のある多くの官僚の努力によってなしとげられた側面を正しく評価しなければならない。自然保護運動において，アメリカの国立公園運動を想起するまでもなく，政府官僚の役割は事実大きいからである。黒部渓谷の保護の歴史は，官僚，政府の役割の大きさを示しているのである。

この点は，今回，国立公園黒部渓谷の開発と保護の確執を分析した際に強く感じた論点の一つであった。

《注》

（1）　前掲村上書，416－9頁。
（2）　前掲下新川郡役所編『黒部遊覧』，1頁。
（3）　野島好二編『黒部川神社由来記』，1964年，12－17頁。この『由来記』は，当時大布施村の村長であり，富山県会議員であった抗議運動の指導者森丘正唯らの執筆になったものである。信憑性が高いと同時に，政治家であった彼らの政治的な私観が入っている可能性も感じられる。
（4）　同上，12－15頁参照。
（5）　前掲奥田書，270頁。
（6）　前掲『黒部川神社由来記』，16－7頁。
（7）　富山県社会課「黒部峡谷指定ニ関スル経過概要」，2丁（1丁が2頁である。この資料は，富山県立公文書館所蔵『行政文書』A－136，社寺兵事課『国立公園　昭和二年』による。前掲藤野氏の指摘による。
（8）　宮田長次郎編『第五十議会に於ける森林問題』，大正14年，帝国森林会，424頁，458頁。
（9）　田村『国立公園』，3頁，7－8頁。
（10）　『庭園』第8巻第6号，巻頭，大正15年6月。
（11）　前掲奥田書，276頁。
（12）　田村『国立公園』，3頁，7－8頁。
（13）　『東京日々新聞』，昭和2年7月6日。
（14）　前掲「黒部峡谷指定ニ関スル経過概要」，2丁―3丁，以下同じ。
（15）　田村「黒部峡谷を救え」，『国立公園』第1巻第9号，8－9頁。
（16）　柳下鋼造「黒部渓谷の保存について」，同上誌第1巻第10号，6－11頁。
（17）　同上誌第1巻第9号，23頁。
（18）　同上，23頁。
（19）　同上誌第1巻第10号，23頁。
（20）　同上誌第2巻第1号，22頁。
（21）　同上，22－3頁。
（22）　前掲奥田『黒部奥山と扇状地の歴史』，276頁。
（23）　この資料は，奥田氏によって一部内容が紹介されたのあるが，全容は不明であった。現在，国土交通省黒部川整備事務所に保管されている文書で，今夏事務所を訪ねた際，所長の厚意によりその請願書を拝読する機会をえた。とくに河川課長酒井幸雄氏には格別の教示をえた。ここに記して篤く感謝の意を表しておきたい。

この請願書は，貴重な内容なので，ここに全文を引用しておきたい。

(24) 田村「黒部渓谷の風景」,『国立公園』第2巻第1号, 3－6頁。
(25) 吉沢庄作「黒部渓谷の景勝と水電工事問題」, 同上, 20－1頁。
(26) 田村剛「黒部渓谷と水電工事問題」, 同上, 21－2頁。
(27) 冠松次郎「黒部川の過去と現在」『山岳』第25年第3号, 昭和5年11月177頁, 179頁, 188頁。
(28) 文部省『黒部立山天然記念物調査報告』, 昭和9年3月, 2名の報告書と脇水鐵五郎「黒部峡の地形と地質調査」が一緒にされて出版された。2論文の「緒言」を参照。

竹中要「黒部立山地方の植生」の引用は, 5－6頁。鏑木外岐雄「黒部立山地方の動物相」の引用は, 47－8頁。
(29) 前掲「黒部峡谷指定ニ関スル経過概要」, 4丁。
(30) 同上, 4丁。
(31) 同上, 5丁。
(32) 同上, 6－15丁。なお藤野氏は,「答申」が昭和5年11月13日に提出されたと誤解しているが（前掲論文, 80頁), この文書には昭和6年11月13日と明記してある。答申を諮問してから, 調査を含めれば1年後の答申提出は, 当然であろう
(33) 同上, 15丁。
(34)『第六十五回帝国議会衆議院委員会議録』上巻（昭和9年), 第三類「請願委員会議録」の第11回会議録（3月16日), 第13回会議録（3月23日）を参照。
(35) 前掲奥田『黒部奥山と扇状地の歴史』, 278－9頁。
(36) 同上, 279頁。
(37)「国立公園ノ選定ニ関スル第五回特別記事大要」（昭和7年3月10日）による。本資料は, 国立公文書館にある『国立公園審議会一般』（昭和6年—10年）の中にある。ちなみに,「国立公園ノ選定ニ関スル特別委員会」（第1回—6回, 昭和6年1月—昭和7年17日),「国立公園区域内ニ於ケル重要地域区域決定ニ関スル特別委員会」（第2回—4回, 昭和8年12月8日—昭和9年8月23日),「十和田, 富士, 吉野熊野, 大山, 各国立公園区域決定ニ関スル特別委員会」（第1回—4回, 昭和10年12月14日—昭和10年12月24日）の議事録である。

国立公園協会編『日本の国立公園』では, 三つの部分をそれぞれ第1回, 第2回, 第3回特別委員会とよんだようである。なお本資料の所在は, 藤野豊氏の論文（83頁）の教示によると記しておきたい。
(38) 前節, 立山の節を参照。

(39)　前掲『衆議院委員会議録』を参照。

(40)　前掲奥田書，278頁から引用。なお奥田氏の引用の出典は，『大阪毎日新聞』昭和9年6月9日，となっているが，同紙と同紙の富山版をみても田村の証言は見出せなかった。奥田氏に問い合わせたが，黒部工事事務所でみたとのことであるが，今の事務所には保存されていなかった。

(41)　『国立公園』第6巻第9号，24頁。

(42)　前掲奥田書，278頁。

(43)　『国立公園』第8巻第4号，21頁。

(44)　前掲奥田書，278頁。日本電力株式会社黒部川第三号『水利使用変更並実施変更計画説明書』（昭和10年4月）による。この資料は，前掲富山県公文書館の『国立公園』関連資料の中にある。

(45)　冠松次郎「黒部の廊下」〔惜しまれる大風景（三）〕，戦後版『国立公園』第17号，1951年，23頁。

(46)　同上，25頁。

The Establishment of the National Park System in Japan (Part II-III)

Nisaburo MURAKUSHI

《Abstract》

This is the second thesis following the "Establishment of the National Park System in Japan", which discusses how Chubu Sangaku National Park was established, which was one of 12 to have been recognized as a national park before the World War II. In the previous paper, two areas known as Kamikochi and Hakuba in Chubu Sangaku National Park are discussed, but this paper will examine two other areas such as Tateyama and Kurobe Valley.

Tateyama has been known as a palace of religious pilgrimage since the early Edo era. It is said that by the end of this era, over six thousand people climbed Tateyama each summer and each journey would have taken three to four days. Since the Meiji Restoration of 1868, Tateyama has become one of the most important mountains for pilgrimages. As a result, the development of the mountain had begun. The railway track was laid but limited to the lower slopes of the mountain, which meant that the nature and mountain scenery were left untouched, as the climbing had continued to be done by foot until the twenty fifth year of the Showa ere.

During the Meiji era, Kurobe Valley was still a very unexplored region and the ordinary people did not go near it. However, in the eigth year of theTaisho era , the construction of a dam to generate electricity had began in the valley and a plan to develop a hot-spring resort was proposed in order to establish a tourist attraction in the region.

From the end of the Taisho era to the early Showa era, countless campaigns against the development of power resources were carried

out by both local citizens and members of the National Park Association to protect the natural beauty of Kurobe Valley. Although it was not possible to stop the development of the dam completely, the original plan was modified and a great deal of restrictions was imposed, therefore they succeeded in preventing the nature from being damaged significantly. It should be noted that this is one of the most influential demonstrations for national parks in Japan with regard to the protection of nature.